

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成31年3月11日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第7回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成31年3月11日(月曜日)

午前9時58分開議

午後0時16分休憩

午後1時5分開議

午後1時35分閉会

本日の会議に付した事件

議案第48号 平成31年度熊本県一般会計予算

議案第51号 平成31年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第59号 平成31年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第63号 平成31年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第69号 熊本県くまモン活躍基金条例の制定について

議案第70号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第76号 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について

議案第77号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第98号 包括外部監査契約の締結について

請第40号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを求める意見書採択に関する請願

閉会中の継続審査について

報告事項

①『ONE PIECE』連携復興応援事業の進捗状況について

②平成30年7月豪雨に関する市町村及び住民アンケート調査結果について

③地方公務員法及び地方自治法の改正(会計年度任用職員制度)について

④防災消防ヘリコプター相互応援協定の拡大について

⑤スマートフォン決済アプリを活用した県税収納について

⑥御所浦地域振興策の拡充について

⑦上天草市樋合島におけるリゾート開発の進展について

⑧平成31年度以降の五木村の振興について

て

⑨阿蘇くまもと空港の創造的復興について

て

⑩熊本県官民データ活用推進計画の策定について

平成30年度総務常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(7人)

委員長 内野 幸喜
副委員長 末松 直洋
委員 前川 收
委員 溝口 幸治
委員 早田 順一
委員 濱田 大造
委員 大平 雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩
政策審議監 白石 伸一
危機管理監 松岡 正之
秘書グループ課長 府高 隆
広報グループ課長 市川 弘人
くまモングループ課長 小金丸 健
首席審議員
兼危機管理防災課長 宮本 正

総務部

部長 池田 敬之
理事兼県央広域本部長
兼市町村・税務局長 本田 充郎
政策審議監 青木 政俊
総務私学局長 満原 裕治
人事課長 小原 雅之
財政課長 下山 薫
県政情報文書課長 村上 徹
総務厚生課長 坂本 弘一
財産経営課長 永江 昌二

私学振興課長 塘岡 弘幸
市町村課長

兼県央広域本部総務部長 間宮 将大
消防保安課長 門崎 博幸
税務課長 増田 要一

企画振興部

部長 山川 清徳
政策審議監 岡田 浩
地域・文化振興局長 水谷 孝司
交通政策・情報局長 藤井 一恵
首席審議員兼企画課長 内田 清之
地域振興課長
兼県央広域本部振興部長 倉光 麻里子
文化企画・
世界遺産推進課長 西尾 浩明
川辺川ダム総合対策課長 吉野 昇治
交通政策課長 重見 忠宏
交通政策課政策監 清田 克弘
情報企画課長 島田 政次
統計調査課長 山田 裕二

出納局

会計管理者兼出納局長 能登 哲也
会計課長 無田 英昭
管理調達課長 岡村 英治

人事委員会事務局

局長 田中 信行
首席審議員兼総務課長 井上 知行
公務員課長 小崎 至

監査委員事務局

局長 中山 広海
監査監 田原 英介
監査監 石川 修
監査監 工藤 真裕

議会事務局

局長 吉田 勝也
次長兼総務課長 横井 淳一
議事課長 中村 誠希
政務調査課長 上村 祐司

事務局職員出席者

議事課参事 小池二郎
政務調査課課長補佐 岩永千夏

午前9時58分開議

○内野幸喜委員長 それでは、定刻前ではありますが、ただいまから第7回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、議案について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、平成31年度当初予算につきましては、熊本復旧・復興4カ年戦略の総仕上げといたしまして、創造的復興を実現し、さらには国際スポーツ大会の開催を通じて、熊本が未来に向けて大きくジャンプするための予算としております。

このため、創造的復興に向けた重点10項目を初めといたしました将来世代にわたる県民総幸福量の最大化につながる、より実効性の高い施策を大胆に展開できるように編成しております。

この結果、一般会計当初予算は、前年度比では減額となるものの、引き続き、震災前の規模を大きく上回る7,915億円を計上しております。そのうち、地震関連予算は761億円と、9.6%を占めております。

このほか、熊本県くまモン活躍基金条例の制定などの各種条例案件等につきましても、

あわせて御提案申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明については財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、財政課長から、今回の当初予算の概要等について説明をお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成31年度当初予算の概要でございます。

まず、Ⅰ、予算編成の基本的な考え方についてですが、来年度は蒲島県政3期目かつ熊本復旧・復興4カ年戦略の総仕上げの年として、創造的復興を実現し、将来世代にわたる県民幸福量の最大化と熊本のさらなる発展に向け、ジャンプするための予算を目指しました。

このため、復旧、復興の着実な実施に加え、重点加速化枠を設け、より実効性の高い施策が大胆に展開できるよう編成いたしました。

次に、Ⅱ、当初予算の特色です。3点掲げさせていただきます。

1点目の復旧、復興の加速化では、熊本を一日も早く復活させ、流れを取り戻し、さらなる発展に向けた取り組みを進めるという認識のもと、地震対応分として総額761億円を計上しております。

続いて2点目、熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げる4つの創造に向けた取り組みの実現という点です。

一番下の段ですが、平成31年度当初予算は、戦略の目標達成に向けた取り組みや、人口減少問題への対応等を図るため、重点加速化枠として、一般財源ベースで15億円を上乗

せするなど、引き続き、震災前の水準を大きく上回る7,915億円を計上しています。

2ページをお願いします。

上段左側の円グラフは、31年度当初予算の熊本地震関連予算を区分ごとと財源ごとに整理したものです。

右側の枠囲み内の円グラフは、これまでの累計額を示しています。31年度までの累計額は9,311億円となります。

枠の下のほう、実負担額の見込みの欄に記載のとおり、県の実負担額は520億円で、全体の5.6%となる見込みです。

続いて、左下の棒グラフをごらんください。

参考に、各年度の総予算額に占める地震関係予算の割合をお示したもので、一番下、平成31年度当初予算は総額の9.6%となっています。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いします。

ここでは、復興基金の執行状況について御説明します。

右から2つ目の棒グラフに記載しておりますが、30年度までの累計は、市町村創意工夫事業分としての枠配分100億円や、宅地復旧、住まい関係事業などに計296億円分を執行する見込みです。これに、平成31年度に新たに予算化する114億円を加えますと、平成31年度末には基金総額523億円の78%に当たる410億円を執行する見込みでございます。年度末の残高は115億円を見込んでおります。

4ページをお願いします。

3の主要財政指標等ですが、(1)のとおり通常県債残高を増加させない予算編成に引き続き取り組んでおります。

次に、(2)の財政調整用の4基金残高ですが、復興基金やふるさと応援寄附金などを活用したことにより、前年度当初時点から2億円多い84億円を確保しています。表は、その

基金残高の推移をまとめたものです。

続いて、Ⅲ、当初予算の規模をお願いいたします。

一般会計当初予算の規模は、繰り返しのなりますが、7,915億円で、前年度に比べ423億円の減となります。これは、熊本地震関係事業が災害復旧事業等を中心に465億円減少していることが主な要因です。

右側の図は、これまでの当初予算の推移を参考にグラフにしたものです。

1枚おめくりいただきまして、5ページのほうをお願いします。

次の6ページと合わせまして、一般会計のほか、特別会計と企業会計の内訳を記載しております。これらについては、それぞれ所管の委員会で御審議いただくこととしております。

7ページをお願いします。

歳入予算の内訳です。

1の県税と3の地方譲与税では、個人所得の増加や企業収益の改善から、前年度に比べて、それぞれ3.0%と4.3%の増加を見込んでおります。

8ページをお願いします。

9の国庫支出金、14の諸収入は、熊本地震関係事業の事業費縮小により、また、15の県債は、臨時財政対策債等の発行減などにより、前年度に比べて減少を見込んでいます。

9ページをお開きください。

歳出予算の内訳です。

1の一般行政経費は5,172億円余で、前年度に比べて3.3%の減となります。

その内訳として、(2)の扶助費は、子どものための教育・保育給付費の増などによる増加です。

(3)の物件費は、災害救助事業などの減少、(4)のその他は、中小企業金融総合支援事業の減などによる減少です。

10ページをお願いします。

2の投資的経費は、1,570億円余で、(2)の

熊本地震に係る災害復旧事業費の減などにより、前年度から10.3%の減となります。

3の公債費は、通常債の償還や金利低下による利払いが減少することにより、前年度から5.9%の減となります。

最後に、11ページをお開きください。

こちらは、地方債の概要です。

当初予算の事業として計上しましたものに合わせまして、県債の発行限度額などを一覧にまとめております。

以上が当初予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いいたします。

○小原人事課長 人事課でございます。

資料、飛びまして21ページをお願いいたします。

各課からの説明に先立ちまして、今回お願いしております職員給与費について、人事課の例で一括して説明させていただきます。

表の上段、一般管理費の説明欄(1)、①職員給与費をごらんください。

平成31年度における人事課の職員給与費としまして、3億6,900万円余を計上しております。これは、平成31年1月1日現在の人事課の職員給与費から積算したものでございます。

なお、他の所属の職員給与費におきましても、人事課と同様の方法で積算し計上してございますので、各課からの職員給与費の説明は省略させていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○白石政策審議監 知事公室付でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、2段目の計画調査費としまして、1,719万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

(1)政策調整費の119万円余は、庁議の運営費等、県政の総合調整に要する経費、また、(2)重要政策調整事業の1,600万円は、知事によるトップマネジメントを補佐するため、県政の重要課題等に係る必要な調査や調整等に要する経費でございます。

次に、3段目の防災総務費としまして、2億7,970万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業は、東海大学阿蘇キャンパス内にある断層の保存等工事及び展示施設の整備構想策定等に要する経費でございます。

知事公室付は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○府高秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の14ページをごらんください。

一般管理費ですけれども、右側の説明欄をごらんください。

2の庁費といたしまして、7,376万円余を計上しております。

内訳は、知事、副知事の活動費などの秘書グループの運営経費を、秘書課諸費等として2,614万円余、それから熊本地震犠牲者の追悼式事業として602万円余、そして昨年の県庁プロムナードに設置いたしました漫画『ONE PIECE』の主人公ルフィ像に続きまして、県内各市町村に麦わらの一味の像4体を設置するための経費といたしまして、『ONE PIECE』連携復興応援事業といたしまして4,158万円余を計上いたしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○市川広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

広報費として、2億3,817万円余を計上し

ております。

右の説明欄をごらんください。

まず、1の広報事業費の2億2,850万円余は、通常分としまして、県の重要な施策等の情報を、新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費及び首都圏を初めとした県外に向けて熊本をPRするための経費を計上しております。

また、地震対応分としまして、地震からの復旧、復興につなげる広報経費として、2,138万円余を計上しております。

次に、2の広聴事業費の55万円余は、県民の皆さんの県政に関する意見や提言を県政に反映させていく広聴活動に要する経費でございます。

また、3の広報諸費の910万円余は、県庁の総合案内業務及び広報グループの運営などに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○小金丸くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料の16ページをお願いします。

上段、計画調査費の右側説明欄をお願いします。

(1)くまモン使用許可等管理事業2,810万円余は、外部にくまモンのイラストに係る利用許諾事務局を設けていますが、当該事務局での管理業務などを実施するための経費でございます。

(2)くまモン活用熊本PR事業2,501万円は、くまモンを活用した県内でのプロモーション及びSNSによる情報発信に要する経費でございます。

続きまして、下段、商業総務費の右側説明欄をお願いします。

(1)くまもとプロモーション推進事業5,230万円余は、首都圏、関西地域等におけるくまモンを活用したくまもとプロモーションの推

進に要する経費でございます。

(2)くまモン隊管理運営事業1億9,494万円余は、くまモン隊の管理運営に要する経費でございます。

(3)くまモンスクエア管理運営事業630万円余は、くまモンスクエアの指定管理委託等に要する経費でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

(4)くまモン共有空間拡大推進事業2,068万円は、くまモン共有空間拡大ラボの運営に要する経費でございます。

なお、くまモン共有空間拡大ラボについては、毎年度末に活動の成果を報告していただくこととしています。

(5)くまモン海外プロモーション推進事業5,828万円余は、海外に向けたくまモンの世界的なプロモーションに要する経費でございます。これまでも参加してきましたフランス・パリで開催されるジャパンエキスポでのPRなどに加え、くまモンの認知度が低い国に対しても新規開拓に取り組むことを予定しております。

最後に、新規事業として計上しております(仮称)熊本県くまモン活躍基金積立金1億円は、くまモン活躍基金の積み立てに要する経費でございます。

当該基金につきましては、後ほど条例等関係資料で御説明いたします。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

続きまして、資料18ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費の説明欄でございますが、2の危機管理対策費は、国民保護対応など危機管理体制の強化に取り組むものでございます。

2段目の防災総務費の説明欄で、2の防災対策費のうち、通常分の(1)防災対策事業は、防災会議ですとか、総合防災訓練等の実施に要する経費でございます。

下の(2)地域防災力強化事業では、自主防災組織を担う人材の育成ですとか、組織の活性化につながるような取り組みに、連携強化に取り組んでまいります。

(3)の防災・震度情報システム管理費、これはシステム維持管理等でございます。

次に、地震対応分でございます。

(4)熊本地震デジタルアーカイブ事業は、地震の教訓を残すための資料の収集、保存、それから公表に関する経費でございます。

(5)の災害対策体制強化事業は、熊本地震の検証の対応を引き続きまして——それから職員の災害対応能力向上のための研修関係の費用でございます。

おめくりいただきまして、19ページをお願いいたします。

同じく、説明欄(6)の市町村等防災体制強化事業は、県や市町村が災害対応を行うに当たりまして、時間の経過に応じて取り組むべき事項を一覧化した災害対応工程管理システムというのをつくってございますが、このシステムの機能強化、それから市町村のBCP策定の支援、県民の自助の取り組みの啓発などに要する経費でございます。

(8)の防災センター整備費事業、今年度から取り組みをさせていただいてございますが、31年度に要する経費を計上してございます。

主な内容は、建物の新築設計を引き続いて行います。それから防災関係の情報通信設備の設計、建物の免震や地質調査に関する調査を行う予定でございます。

(9)の実践的地域防災力強化事業は、新規に取り組みをお願いしてございます市町村の消防関係で携わった方々、そういった方々を県で非常勤で任用いたしまして、市町村と連

携して自主防災組織の活動を支援していきたいと考えてございます。

3の石油コンビナート等防災対策費は、国のほうで防災アセスメント指針改定がございましたので、八代のコンビナート特別防災区域の被害想定見直しの調査を委託する予定でございます。

4の無線管理費は、無線関係の維持管理費、それから5の防災情報システム整備事業費は、災害時において市町村等から情報を収集するに当たりまして、システム整備を行う関係の経費でございます。

危機管理防災課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○小原人事課長 人事課でございます。

説明資料21ページをお願いいたします。

表の上段、一般管理費でございますが、先ほど説明申し上げました職員給与費も含め、10億4,800万円余を計上しております。

その内訳を右の説明欄に記載しております。

(1)②の災害派遣手当は、熊本地震による復旧支援のため他県等から来ていただいている職員の方々に支給する手当で、7,900万円余を人事課で一括計上しております。

(2)時間外勤務手当等の5億9,800万円余につきましては、年度途中の災害等により業務量が増加したときに備えまして、時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上しているものでございます。

次に、下段の人事管理費として、33億6,400万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

主なものを説明させていただきます。

2、人事管理費は、(2)人事課運営経費、(3)外部監査制度運営経費、(5)障がい者チャレンジ雇用事業等で、7,400万円余を計上しています。

3、退職手当は、知事部局職員の退職手当

所要額として32億5,400万円余を、4、職員研修費は、職員の研修に要する経費として3,400万円余を計上しています。

表の一番下、課計において、本年度の予算額が前年度と比較して3億3,500万円余の減額になっておりますが、これは、知事部局の退職者数の減少が見込まれることによる退職手当の減額が主な理由でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

22ページをお願いいたします。

まず、1段目の一般管理費ですが、説明欄2の庁費は、知事部局職員の赴任旅費等となります。

次に、2段目の財政管理費ですが、説明欄1の財政管理費は、課の運営に要する事務費となります。

2から5の各積立金は、当課が所管します基金に運用利息を積み立てるものです。

6の平成28年熊本地震復興基金積立金は、運用利息の積み立てに加え、熊本空港のコンセッション方式の導入に伴いまして、空港ビルディングの株式譲渡の売却益が発生します。その約15億円を今後の創造的復興に向けた資金として積み立てるものです。

おめくりいただき、23ページをお願いいたします。

1段目の元金から3段目の公債諸費については、県債の元金や利子の償還並びに県債発行に要する手数料等の年間所要額を計上しております。

一番下の段、予備費ですが、前年度と同額の2億円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

こちらは、公債管理特別会計でございます。この特別会計は、借換債などの県債について、その発行と償還等の経理を一般会計と区別するために設けております。

まず、最上段の元金ですが、説明欄1及び2の各元金は、借換債等に係る償還元金です。

また、3の県債管理基金積立金は、満期一括償還の全国型市場公募債の償還財源を積み立てるものです。

2段目の利子は、借換債等の償還利子、一番下の公債諸費は、県債発行に要する手数料や金融機関向けの情報提供に要する経費等を計上しております。

おめくりいただきまして、25ページをお願いいたします。

これは、債務負担行為の設定でございます。

これは、市場公募債のうち、地方公共団体が共同して発行する共同発行債につきまして、発行に参画する自治体が連帯して債務を負う必要がありますので、債務負担の設定をお願いするというものです。

財政課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、2段目の文書費でございます。6,700万円余を計上しております。

右の説明欄をお願いいたします。

これは、当課が所管しております文書管理、情報公開、公益法人制度の推進、行政不服審査会の運営、それから県公報の発行等の事務費でございます。

次に、3段目の諸費でございます。360万円余を計上しております。これは、東京周辺の大学に通学する本県出身大学生が利用しております有斐学舎に対する助成に要する経費でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、説明資料の27ページをお願いいたします。

大学費でございます。11億8,000万円余を

計上しております。

右側の説明欄をお願いいたします。

これは、通常分といたしまして、熊本県立大学の業務の財源に充てるための運営費交付金と、県立大学の実績、評価等を行います評価委員会の運営に要する経費でございます。

また、地震対応分といたしまして、県立大学が被災した学生に対して行っております授業料の減免に要する経費を支援することとしております。

県政情報文書課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本総務厚生課長 総務厚生課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説明欄の2の庁費をお願いいたします。

共済組合事業費4,170万円余は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合への負担金でございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、全体で5億3,830万円余をお願いしております。右側の説明欄をお願いいたします。

1の人事管理費のうち、(1)の総務事務集中化運営費は、庶務事務の集中処理に係る嘱託等の人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、機器リースなどに要する経費でございます。

また、2の職員福利厚生費は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございますが、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドッグなどに要する経費で、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅の維持管理に要する経費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございますが、元職員の遺族に対する扶助料の支給に要する経費として2,110万円余をお願いし

ております。

総務厚生課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料の29ページをお願いします。

財産管理費としまして、17億1,400万円余を計上しております。右側の説明欄をお願いします。

1の財産管理費の2億7,700万円余でございますが、(1)の財産管理費は、庁舎等の県有施設に係る火災共済の掛金等、(2)の市町村交付金は、職員住宅などの貸付財産が所在する市町村に対して支払う固定資産税にかかわる交付金でございます。

派遣職員宿舍借上費は、熊本地震に係る他県からの派遣職員の受け入れに伴う宿舍等の借りに要する経費でございます。

2の財産管理処分費の700万円余は、普通財産の売却や維持管理に要する不動産鑑定料や境界測量委託費、除草費用等の経費でございます。

次に、3の庁舎等管理費11億6,700万円余のうち、(1)と(2)は県庁舎等の管理や維持補修に要する基本的な経費、(3)の県庁舎等LED導入事業は、水銀フリー社会の実現に向けた率先行動として行う県有施設へのLED照明の導入に要する経費で、来年度は、鹿本総合庁舎への導入を予定しております。

(5)の地域振興局等庁舎管理費は、庁舎の光熱水費や清掃等の維持管理に要する経費でございます。

30ページをお願いします。

庁舎等管理費の続きでございますが、(6)は、地域振興局庁舎等の施設や空調設備の改修等に要する経費でございます。

次に、4の財産利活用推進費でございます。

(1)の県有財産利活用推進事業ですが、県

有財産につきましては、経営戦略的視点で管理や利活用を行う、いわゆるファシリティーマネジメントに取り組んでおります。計上しております500万円余につきましては、この取り組みを進める経費でございます。

(2)のFM推進県有施設集約化事業の2億5,700万円余は、天草総合庁舎への県有施設集約化、長寿命化工事や、鹿本総合庁舎への保健所機能移転工事に要する経費でございます。

下段の総務施設災害復旧費につきましては、7億3,700万円余を計上しておりますが、熊本地震により被災しました県庁本館及び上益城総合庁舎の復旧工事や、県央広域本部と防災センターとの合築庁舎の設計委託等に要する経費でございます。

次に、31ページをお願いします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

上段の鹿本総合庁舎改修事業及び下段の天草総合庁舎等改修事業は、いずれも先ほど御説明しました鹿本総合庁舎への保健所機能移転等の工事、天草総合庁舎への県有施設集約化、長寿命化工事について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

次の32ページをお願いいたします。

下段の私学振興費ですが、106億5,700万円余、前年度比で2億3,100万円余の減となる予算を計上しています。

右の説明欄をごらんください。主なものを説明します。

3の私学振興事務費です。通常の事務経費のほか、女子ハンドボール世界選手権大会の学校観戦に係る借り上げバス代を計上しております。

4の私学振興助成費です。ここでは、全21事業のうち、事業費の大きい主な事業のみを記載しております。

(1)私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立中学、高校に経常的経費の助成を行うものです。

(2)私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、全額国庫により就学支援金を支給するものです。

減額の中では、この就学支援金が一番大きく、前年度に比べまして約1億4,300万円余の減となっていますが、これは対象生徒数の減によるものです。

(3)奨学のための給付金事業は、低所得者世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を支給するものです。

(4)私立高等学校授業料等減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒の授業料等について減免を行う私立高等学校等に対して助成を行うものです。

(5)熊本時習館構想関連事業は、私立高校生等の夢の実現を支援するための環境整備や、選ばれる私学を目指し、私立学校が魅力向上を図るための創意工夫ある取り組みである私学の魅力アップ事業等に要する経費です。

次のページをお願いいたします。

(6)私立学校施設安全ストック形成促進事業は、私立学校施設の耐震診断、耐震補強、改築工事や非構造部材の耐震工事に要する経費に係る助成を私立学校に対して行うものです。

続きまして、地震対応分ですが、(7)被災生徒授業料等減免補助事業は、熊本地震で被災し、就学が困難となった生徒の授業料等の減免を行う私立学校に対し、当該減免相当額の助成を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ます。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

まず、1段目の地域振興局費でございますが、総額1億1,000万円余を計上しております。

説明欄の(2)広域本部・地域振興局政策調整事業の8,000万円余は、広域本部及び地域振興局における政策企画等に要する経費でございます。

次に、4段目の自治振興費でございます。総額86億7,000万円余を計上しております。

内訳は、説明欄をごらんください。

まず、通常分でございます。(1)自治振興支援費1億4,000万円余は、県から市町村に権限移譲している事務処理に要する経費、これに対する交付金等でございます。

(2)市町村自治宝くじ交付金8億2,000万円余は、市町村振興宝くじ収益金に関しまして、熊本県市町村振興協会へ交付するものでございます。

(3)住民基本台帳ネットワークシステム推進事業1億2,000万円余は、システムの維持、運営に必要な負担金、保守管理等に要する経費でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

(8)市町村行政維持向上支援事業でございます。人口減少や少子高齢化が進行する中、将来においても市町村が行政サービスを円滑に提供できる体制を維持していくための対応策の検討に要する経費を計上しております。

次に、地震対応分でございます。

(9)平成28年熊本地震復興基金交付金として、75億円を計上しております。平成31年度は、これまでルール化された事業に加え、今後本格化する住まいの再建に関する新たな事業を追加しております。

(10)熊本地震被災市町村支援事業1,000万円余につきましては、被災市町村の復旧、復

興に向けた職員確保等の支援に要する経費でございます。

次の段から36ページにかけましては、選挙関係の予算でございます。

36ページの2段目以降、平成31年度中に執行予定をしております各種選挙に必要な経費をそれぞれ計上しております。

その下からは、市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

上段の市町村振興資金貸付金につきましては、9億円余を計上しております。これは、市町村等が行う公共施設整備事業に対する貸付金とそれに伴う事務費でございます。

次に、下段の一般会計繰出金1億円余につきましては、先ほど御説明をいたしました広域本部、地域振興局政策調整事業等の財源といたしまして、一般会計に繰り出しを行うものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料、次の37ページをお願いいたします。

上段の防災総務費に4億3,600万円余を計上しております。

主なものとしたしましては、右側説明欄2の防災対策費、これは、防災消防ヘリの運行管理と総合防災航空センターの維持管理等に要する経費でございます。

次に、下段の消防指導費に1億9,400万円余を計上しております。

主なものとしたしまして、説明欄の2、消防費の(4)消防体制強化推進事業につきましては、消防本部の消防力強化検討や消防団員の確保対策等に要する経費でございます。

4、消防学校費につきましては、消防学校の管理維持、施設整備のための基本構想委託、派遣職員に係る人件費負担金等ござい

ます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

上段、火薬ガス等取締費を4,300万円余計上しております。これは、説明欄2の銃砲火薬、3の高圧ガス、4の電気、それぞれ取り締まり、指導に係る許認可検査、免状交付など、産業、保安に関する事務経費等になります。

下段、総務施設災害復旧費につきましては、消防学校復旧工事の完了に伴い、計上はございません。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

39ページをお願いいたします。

税務総務費として、26億9,538万円余を計上しております。

主なものは、右側説明欄で御説明いたします。

3の納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者への事務取扱交付金などで3億9,800万円余、次、6の県税事務オンラインシステム維持管理費は、税制改正に伴うシステム改修を初めとする県税システムの運用、改善に要する経費で4億2,000万円余、それから7のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、寄附金を基金に積み立てるための1億5,000万円でございます。

40ページをお願いいたします。

上段の賦課徴収費で、39億4,174万円余を計上しております。右側説明欄で主なものを御説明いたします。

2の公金取扱費は、個人県民税を賦課徴収する市町村、それから地方消費税を賦課徴収する国に対する徴収取扱費で26億5,900万円余でございます。

3の県税過誤納還付金は、県税の過誤納還付に要する経費として、9億6,800万円を計

上しております。

次に、次の段のゴルフ場利用税交付金から、41ページの最後、環境性能割交付金につきましては、市町村への交付金並びに他の都道府県への精算金でございます。いずれも、それぞれの税収見込みに合わせて、地方税法等に規定する計算方法で算定したものでございます。

なお、41ページ最後の環境性能割交付金につきましては、平成28年度の税制改正において、消費税10%引き上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税の中に環境性能に応じた税制として、自動車税環境性能割を設け、あわせて交付金を新設するとされたものでございます。税収の47%を市町村に交付するものでございます。これに関する制度見直しにつきましては、別途条例改正で御説明をいたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○内田企画課長 企画課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

まず、諸費で3億2,500万円余を計上いたしております。右の説明欄をごらんください。

主なものとしましては、東京事務所の職員給与のほか、都道府県会館への入居負担金及び職員宿舍等の借り上げ代に要する経費でございます。

次に、計画調査費で1億4,400万円余を計上させていただいております。右の説明欄をごらんください。

1の開発促進費2,600万円余は、全国知事会などへの負担金等でございます。

次に、2の企画推進費に9,700万円余を計上いたしております。まず、通常分の主なものについて御説明申し上げます。

(1)の「熊本版」官民協働海外留学支援事業は、将来の熊本の発展に貢献したいという大

学生等に対します海外留学奨学金の支給等に関する経費でございまして、1,300万円余を計上いたしております。

(2)のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、学卒者等の県内就職を後押しする奨学金返還等に係る給付制度の周知等に要する経費といたしまして、800万円余を計上いたしております。今年度、制度を創設し、2020年度の就職者を対象に、参加企業と大学生等を募集しております。参加企業につきましては、現在40社から申請がありましたが、その後の反響も大きかったため、3月14日まで追加募集を実施しているところでございます。また、昨年末から行っております学生等のエントリーにつきましても、現在継続中でございます。平成31年度は、引き続き、2020年度就職予定の大学生等のエントリー受け付けを継続するとともに、翌2021年度就職予定者を対象にした企業、大学等への募集を行ってまいります。

(3)の次世代ベンチャー創出支援事業につきましては、本県の自然環境や資源を活用いたしました自然共生型の産業等の育成につながります企業者やベンチャー等の発掘、育成に向けまして、協定に基づき産学官で設置しますコンソーシアムに対する負担金及び創業初期ベンチャーの支援に要します経費といたしまして、3,500万円余を計上いたしております。

次に、地震対応分でございますけれども、(4)のふるさと投資応援事業は、クラウドファンディングの手法によります、ふるさと投資の周知、普及に係るセミナー等開催や、被災中小企業者への事業再建、発展のPR支援等に要する経費として、170万円余を計上いたしております。

(5)の熊本地震企画推進費は、熊本地震からの復旧、復興に係る国への要望活動等に要する経費といたしまして、150万円余を計上いたしております。

次の44ページをお願い申し上げます。

最後に、3の世界チャレンジ支援基金積立金につきましては、「熊本版」官民協働海外留学支援事業など4つの事業に活用しております。2,000万円を計上いたしております。このうち1,200万円につきましては、民間からの寄附金を予定いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

資料45ページをお願いします。

計画調査費につきましては、9億円余を計上しております。右側の説明欄をごらんください。

まず、1の開発促進費2億400万円余の主な事業について御説明いたします。

通常分の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣・芦北地域において、環境負荷を低減しながら、地域経済の発展と産業基盤の強化を図る取り組みに対する支援に要する経費でございます。

次に、2の企画推進費6億4,900万円余の主な事業でございますが、まず通常分について御説明いたします。

(1)地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、地方創生に向けた住民等による自主的な地域づくり及び複数市町村等が連携した取り組みの支援や移住、定住の推進などに要する経費でございます。なお、うち6,000万円は地震対応分でございます。

(2)阿蘇草原再生事業は、草原再生の支え手拡大及び野焼き放棄地の野焼き再開支援等、阿蘇草原再生の取り組みに要する経費でございます。

(3)スポーツによる地域活性化事業につきましては、ロアッソ熊本等のプロスポーツチームを核とした復興活動及び地域づくりに対する支援に要する経費でございます。なお、

うち200万円余は地震対応分でございます。

続いて、地震対応分ですが、立野・黒川地区地域再生等支援事業につきましては、南阿蘇村立野地区コミュニティ再生及び黒川地区の集落再生に向けた取り組みの支援に要する経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費700万円余は、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費でございます。

次のページをごらんください。

4の土地利用対策費3,800万円余は、地価調査や土地取引の届け出審査等に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の47ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、6億3,700万円余をお願いしております。内容につきましては、右側の説明欄をごらんください。

1の文化企画推進費として、1億5,000万円余をお願いしております。

主なものといたしましては、(1)の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取り組み、それから、既に登録済みの万田坑、三角西港及び天草崎津集落の適切な資産の保全と活用の推進に要する経費でございます。

(2)の「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、熊本の伝統工芸や食など、手仕事の伝統や魅力を曆と結びつけて後世に継承し、普及啓発を図る取り組みに要する経費でございます。

(3)の熊本県文化協会補助は、本県文化の継承、発展の中心的役割を担っております熊本県文化協会に対する助成でございます。

(4)のくまもと文化魅力発信事業は、加藤・細川を初めといたします歴史、文化の魅

力の発信や国際スポーツ大会に向けて、さまざまなイベント等を行います文化プログラムの推進に要する経費でございます。

(5)の博物館関係資料活用・学習支援事業は、博物館ネットワークセンターの企画展示や各種講座、自然観察会等の実施に要する経費でございます。

(6)の博物館ネットワーク推進事業は、博物館ネットワーク構想に基づく収蔵資料のデータベースの運営、学校移動展示パッケージの運用、それから学芸員等の研修会の開催費等の活動に要する経費でございます。

次に、2の県立劇場費といたしまして、4億8,700万円余をお願いしております。

主なものといたしましては、(1)の県立劇場施設整備費は、保全計画に基づいて実施しております改修工事の設計費及び真空遮断器整備、屋上目地補修整備工事等に要する経費でございます。

(2)の県立劇場管理運営事業は、県立劇場の指定管理業務委託料及び地震対応分といたしまして実施いたします心の復興を支援するアートキャラバンくまもとに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の48ページをお願いいたします。

計画調査費で9億2,600万円余をお願いしております。右の説明欄をごらんください。

まず、1の川辺川総合対策費です。

(1)の川辺川ダム総合対策事業は、川辺川ダム問題の諸課題に対応する経費です。

(2)の五木村振興交付金交付事業は、新たなふるさと五木村づくり計画及び五木村生活再建基盤整備計画を実施する村に対して助成するもので、3億6,000万円余を計上しております。五木村の振興につきましては、五木

村振興推進条例に基づき、平成21年から30年までの10年間取り組んでまいりましたが、残された課題に対応するため、引き続き村の振興を支援してまいります。詳しくは、その他報告事項でも御説明をさせていただきます。

(3)の五木村振興道路整備(受託)事業は、村道整備を県が受託して施行するもので、1億7,100万円余を計上しております。

(4)の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金は、球磨川流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対して助成するものですが、流域市町村の要望に基づき、1億8,700万円余を計上しております。

2の五木村振興基金積立金は、運用利息のみ、3の球磨川水系防災減災基金積立金は、元金2億円と運用利息をそれぞれ計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

49ページをお願いいたします。

まず、計画調査費につきましては、17億8,200万円余をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

1、交通整備促進費の通常分でございます。

(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、地元の通勤、通学等を支えている肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤の整備、維持に対する補助や、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の負担金等として、2億4,000万円余を計上しております。

(2)地域交通企画調整事業につきましては、地域住民の方々の生活交通の維持、活性化のため、地方バスや航路等への支援や路線バスの運行効率化に係る調査、検討に要する経費、御所浦地域振興策として実施する島民

の方々の利便性向上に要する経費、また、阿蘇くまもと空港における空港ライナーを運営する協議会の負担金等として、5億8,500万円余を計上しております。

(3)広域交通網形成促進事業につきましては、島原、天草、長島の3県架橋に係ります長崎、鹿児島両県との共同で行う調査等に要する経費として、1,000万円余を計上しております。

また、地震対応分としましては、(4)の部分でございますが、被災地域における地方バス路線維持のための支援に要する経費等として、8,500万円余を計上しております。

次に、2、空港整備促進費の通常分でございます。

(1)阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、国際航空路線の新規誘致、増便、路線安定化等に向けた取り組みを行う阿蘇くまもと空港国際線振興協議会の負担金や、阿蘇くまもと空港直轄事業負担金等として、5億7,800万円余を計上しております。

(2)地域航空推進事業につきましては、天草地域の活力維持、向上に重要な役割を担っています天草エアラインの安全かつ安定した運行のため、地元市町と連携して行う機材整備に対する補助や天草空港利用促進協議会の負担金等として、2億100万円余を計上しております。

また、地震対応分としましては、阿蘇くまもと空港の創造的復興に向けた空港アクセス整備に係る路線計画や運行計画、需要予測や収支計画等の詳細な調査、検討に要する経費等として、8,000万円余を計上しております。

次に、企画施設災害復旧費でございますが、地震対応分としまして、災害復旧を行っております南阿蘇鉄道に対する県補助金として、2億8,400万円を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

人事管理費でございますが、7億8,100万円余をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

(1)の電子計算管理運営事業につきましては、ホストコンピューターシステムの管理運営に伴う経費でございます。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業につきましては、来年1月のウィンドウズ7のサポート終了に伴う職員パソコンのウィンドウズ10切りかえに必要なパソコンの調達並びに作業に要する経費や、グループウェアシステムの管理運営に要する経費、また、AIやIOTなど、昨今の情報通信技術の進展に伴い、それらの技術の見きわめや効果的な分野への適応方法の助言をもらうため、新たに情報化戦略アドバイザー委託に要する経費を計上させていただきます。

(3)の電子県庁構築事業につきましては、各種情報システムの管理運営に要する経費でございます。

(4)の電子自治体推進事業は、県と市町村が共同で運用しております電子申請受付システムの運営に要する経費でございます。

次に、計画調査費でございますが、3億5,500万円余をお願いしております。

主な内訳は、(1)の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、総合行政ネットワークの管理運営及び県庁と各出先機関をつなぐ通信回線の借り上げに要する経費でございます。

(2)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係るシステムの保守、改修に要する経費でございます。

また、地震対応分として計上しておりますくまもとフリーWi-Fi整備事業は、災害が起

こった際に緊急情報を収集できるよう、くまもとフリーWi-Fiを設置する民間施設への助成に要する経費でございます。

なお、前年度比6億6,000万円余の減につきましては、ネットワーク機器の更新費用を計上していたことに伴うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山田統計調査課長 統計調査課でございます。

51ページをお願いいたします。

中段の委託統計費ですが、3億1,800万円余をお願いしております。これは、国の各省から委託を受けて実施しております統計調査に係る経費でございます。

内訳は、右側説明欄のとおり、毎年度実施する経常分調査と5年に一度実施する周期分調査に係る経費を計上しております。

次に、下段の単県統計費ですが、100万円余をお願いしております。これは、県が行う統計調査や統計資料の作成等に係る経費でございます。内訳は説明欄のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○無田会計課長 会計課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。

まず、上段の一般会計でございます。2段目の会計管理費につきましては、1億4,480万円余を計上しております。

前年と比較いたしまして4,990万円余の減額となっておりますが、これは、右側の説明欄でございます(2)総合財務会計システム管理費、こちらにつきましては、現在行っております元号改正に伴いますシステム改修が、本年度でおおむね終了することなどにより、管理経費が減少することなどが主な要因でございます。

次に、3段目の利子につきまして、700万円計上しております。これは、右側の説明欄のとおり、支払資金が不足したときに行います一時借入金の利子でございますが、近年の低金利の状況などを踏まえまして、前年度より300万円の減としております。

続いて、資料下段の収入証紙特別会計でございます。収入証紙の販売収入につきましては、一旦この特別会計で受け入れまして管理を行っております。

予算に計上しております一般会計繰出金は、右側の説明欄に記載のとおり、この収入証紙を一般会計へ繰り出すものでございますが、繰り出した証紙収入は一般会計において、手数料等の収入実績に応じて関係所属へ配分されることとなります。

今年度予算額として、29億円を計上しており、前年度より1億円の減となっておりますが、これは、近年の手数料等の収入実績及び次年度の収入見込み等を踏まえたことによるものでございます。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○岡村管理調達課長 管理調達課でございます。

説明資料の54ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費につきまして、4,300万円余を計上しております。右の説明欄をお願いいたします。

まず、管理調達事務費1,800万円余につきましては、物品の調達、管理及び処分等に要する課の運営費でございます。

次に、電子入札システム管理運営事業費2,500万円余は、県と市町村で共同運用しております電子入札システムの運営に要する費用でございます。

次のページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。各所属が行います業務委託のうち、全庁的に共通す

るものにつきましては、管理調達課が一括して計上させていただいております。

まず、消費税増税対応分でございます。過去に債務負担行為を設定して、平成32年度以降にわたる契約を締結しているもののうち、本年10月の消費税率引き上げに伴い変更契約が必要なものがあります。これらについては増税分に係る債務負担行為の設定が必要なことから、消費税増税対応分として計上させていただいております。

上段は県有施設等管理業務、2段目は情報処理関連業務、3段目は事務機器等賃借として、それぞれ限度額を計上しております。

続きまして、通常分でございます。

平成31年度の年度途中から、複数年度にわたって契約を行うものにつきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

最下段の県有施設等管理業務でございますが、これは、熊本はばたき高等支援学校の警備業務委託など4件分の業務委託につきまして、限度額9,500万円余の設定をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の情報処理関連業務は、システムの維持管理やホームページの保守など11件の業務委託につきまして、限度額9,000万円余をお願いしております。

下段の事務機器等賃借は、パソコンやシステムのリースなど88件分につきまして、限度額43億8,800万円余の設定をお願いしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井上人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。

資料の58ページをお願いいたします。

表の上段、委員会費636万円余につきましては、人事委員会委員3人の報酬及び委員会

の運営に要する経費でございます。

下段の事務局費1億3,893万円余をお願いしておりますが、これにつきましては、右側の説明欄のとおり、まず、2の運営費2,600万円余につきまして御説明いたします。

これにつきましては、事務局運営費のほか、県職員の採用試験等に関する事務費、公平事務審査費、給与制度等調査研究費のほか、最後の「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を確保するために実施いたします広報活動等に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田原監査監 監査委員事務局でございます。

説明資料59ページをお願いいたします。

上段の委員費2,000万円余でございますが、監査委員4人の報酬及び旅費など委員監査に要する経費でございます。

下段の事務局費でございます。右、説明欄の運営費1,300万円余につきましては、事務局職員の旅費など監査に要する経費でございます。

監査委員事務局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横井議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の60ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、9億9,900万円余を計上しております。これは、右の説明欄にありますとおり、議員報酬、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費、議員改選等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、3億5,800万円余を計上しております。これは、右の説明欄のとおり、本会議、委員会の運営や議会広報、庁舎管理等に係る経費でござ

います。

なお、前年度と比較して2億800万円余の減額となっておりますが、これは、議会棟改修工事が一旦終了したこと等による減でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小金丸くまモングループ課長 くまモングループでございます。

条例等関係説明資料の1ページをお願いいたします。

第69号議案、熊本県くまモン活躍基金条例の制定についてでございます。

くまモンについては、国内外から多くの注目を集めているところですが、今回そのくまモンの持続的な活躍を支える財源スキームとして基金を創設するものです。

説明は3ページの概要のほうでさせていただきます。

まず、1、条例制定の趣旨でございますが、くまモンを活用した情報発信等の事業を実施することにより、県経済の発展、県民福祉の向上等を図るために、基金を設置するものでございます。

次に、2、主な内容でございますが、まず、(2)の第2条関係では、基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算で定めるとおりとしております。

平成31年度当初予算では、先ほど説明しましたとおり、1億円を計上しております。

次に、(6)の第6条関係では、第1条に係る情報発信などの事業に要する経費に充てる場合に限り、基金を処分できるとしてあります。

具体的には、くまモン隊の管理運営経費やくまモンのイラスト利用許諾に関する経費、また、熊本の認知度やブランド価値の向上につながるくまモンを活用したプロモーションに要する経費、そういったものの財源にこの

基金を取り崩して充てることを想定しているところでは。

3、施行期日でございますが、公布の日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小原人事課長 人事課でございます。

人事課では、条例改正が4件と契約締結が1件ございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

第70号議案、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料の5ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び国家公務員について講じるとされている措置を踏まえ、本県職員についても時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等の措置を講じるため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、正規の勤務時間以外の時間における勤務、つまり時間外勤務でございますが、これに関し必要な事項につきまして、人事委員会規則へ委任する規定を定めるものでございます。

なお、条例で委任する規則については、現在、人事委員会において制定に向け検討が進められています。

3の施行期日は、平成31年4月1日としております。

説明資料の6ページをお願いいたします。

第71号議案、熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。7ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、学校教育法の一部改正に伴い、関係条例の規定を

する整理するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、①及び②の条例において、学校教育法の第104条第4項第2号と規定している箇所がございますが、同法の改正により、第4項第2号が第7項第2号となる改正が行われておりますことから、条例の規定を整理するものでございます。

なお、法律の規定文、規定内容に変更はございませんので、条例の効果等につきまして変更、影響はございません。

3、施行期日は、改正学校教育法の施行日に合わせ、平成31年4月1日としております。

説明資料の8ページをお願いいたします。

第72号議案、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。いわゆるマイナンバー条例の一部改正でございます。9ページの概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、生活保護法に進学準備給付金が創設されたことに伴い、個人番号の利用に係る関係規定を整備するものです。

具体的には、生活に困窮する外国人世帯の子どもが大学等に進学する際に、新たに支給される進学準備給付金の支給事務について、個人番号、マイナンバーを利用できるように規定を整備するものでございます。

3の施行期日は、公布の日からとしております。

説明資料の10ページをお願いいたします。

第73号議案、熊本県職員等の旅費に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。11ページの概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、県外公署等で定年または勸奨により退職した職員及びその同居する家族が生活の根拠地に帰住した、転居した場合の旅費に関する規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、東京事務所や大阪事務所などの県外公署等で定年または勸奨により退職した職員が、退職後、生活の根拠地に転居する場合に支給することとします。その場合の旅費は、赴任に係る旅費の算定方法に準じて計算することとしますが、その額は、退職時の在勤公署から県庁までの路程に応じて計算した額を上限とします。

3の施行期日は、公布の日からとしております。

最後に、説明資料最後から1枚めくっていただき、72ページをお願いいたします。

第98号議案、包括外部監査契約の締結についてでございます。73ページの概要で説明させていただきます。

(1)の契約の内容でございますが、地方自治法に規定する包括外部監査として、監査の実施、報告等を契約の内容とするものでございます。

(2)の契約の期間でございますが、平成31年4月1日から平成32年3月31日としております。

(3)の契約金額でございますが、1,379万4,000円を上限としております。

(4)の契約の相手方につきましては、公認会計士の入江佳隆氏を予定しております。

人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

財政課から2本御説明をさせていただきます。

す。

12ページをお願いいたします。

12ページからが熊本県手数料条例の一部改正でございます。

20ページのほうに移っていただきまして、条例案の概要で御説明をさせていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、設備の更新等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定及び建築基準法の一部改正に伴い手数料の規定を整備するとともに、消費税法の一部改正等に伴い適切な措置を講ずるものでございます。

次に、2の主な改正内容ですが、まず、(1)は、新たに手数料を設けるもので、10項目でございます。

内訳は、①設備の導入に伴うものが1項目、②所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴うものが2項目、③としまして、建築基準法の一部改正に伴うものが7項目ございまして、新たな設備の導入等や法の制定、改正に伴い新たに発生する事務手続に関しまして、手数料を新設するというものでございます。

次に、(2)は、手数料を改定するもので、20項目でございます。

内訳は、①設備の更新等に伴うものが2項目、②消費税率の引き上げに伴うものが18項目ございまして、設備の更新等や消費税率の引き上げに伴い、手数料を改定するものでございます。

次に、(3)は、手数料を廃止するものでございます。産業技術センターにおける分析、試験の実施状況を踏まえ、実績がない項目について廃止をするというものです。

次に、(4)は、建築基準法改正に伴う文言整理等の規定整理でございます。

次に、3の施行期日ですが、平成31年4月1日の施行としております。

ただし、2の(1)②については、所有者不

明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行される6月1日の施行、(2)②は、消費税引き上げ日の10月1日の施行、2の(1)③、(4)及び4の(2)は、条例公布の日または建築基準法改正施行日のいずれか遅い日を施行日としております。

最後に、4のその他ですが、(1)が、所要の経過措置を定めるもの、(2)が、今回の手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整備するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

もう1件ございます。申しわけありません。

整備条例制定についてでございます。23ページからでございます。

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

こちら、41ページの条例案の概要のほうで御説明させていただきます。

まず、1の条例制定の趣旨ですが、消費税法の一部改正等に伴い適切な措置を講ずるため、関係条例の規定を整備するというものでございます。

次に、2の主な内容ですが、まず、(1)が、消費税、地方消費税の相当分を率方式で上乗せしている使用料等、いわゆる外税方式の規定を含む6条例でございます。こちらについて、使用料等に乗じて上乗せする消費税、地方消費税の相当分の率を100分の8から100分の10に改めるというものでございます。

次に、(2)が、消費税、地方消費税の相当分を含めた使用料等、いわゆる内税方式の規定を含む26条例について、使用料等の額を消費税、地方消費税の相当分を上乗せした額に改定するというものでございます。

次に、3の施行期日ですが、消費税率が引き上げられる平成31年10月1日としております。

ただし、次の4の経過措置の一部は、公布

の日としております。

最後に、4のその他ですが、所要の経過措置を定めるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料43ページをお願いします。

第76号議案、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の制定についてでございます。

説明は、50ページの条例案の概要でさせていただきます。50ページをお願いいたします。

現在、本県には、行政文書の不開示決定等に対する不服申立の審査を行います熊本県情報公開審査会、それから個人情報の収集の制限等について審議を行います熊本県個人情報保護制度審議会、さらに自己情報の不開示決定等に対する不服申し立ての審査を行います熊本県個人情報保護審査会がございます。

この3つの審査会等を統合し、新たに熊本県情報公開・個人情報保護審議会を設置するため、条例を制定するものでございます。

情報公開と個人情報保護は、大変密接な関係にありますことから、統合することにより、両観点からより深い議論がしやすくなると考えております。

2の主な内容でございますが、審議会条例として定める必要があります条例の趣旨や審議会の組織、委員、会長、会議、特別委員、部会、調査権限、調査手続、罰則など、審議会の組織及び運営に関して定めるほか、所要の経過措置を定めております。基本的には、従来の審査体制の規定を変えることなく、整備、統合しております。

施行期日は、平成31年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

51ページをお願いいたします。

第77号議案、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は53ページの概要で行わせていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、行政事務の効率化等の観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用できる事務の追加を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

まず、(1)につきましては、知事が住基ネットを通じて市町村長へ本人確認情報を提供するものとして、①公営住宅の家賃の徴収に関する事務など3つの事務を追加するものでございます。

次に、(2)につきましては、知事が本人確認情報を利用する事務として、熊本県病院事業の設置等に関する条例による使用料または手数料の徴収に関する事務を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

54ページをお願いいたします。

78号議案、熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

56ページの条例案の概要をごらんいただきますようお願いいたします。

条例改正の趣旨としましては、平成28年熊本地震で被害を受けられた方に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けることなどに関する改正でございます。

2の主な改正内容ですが、災害減免条例においては、被害を受けた不動産の代替の不動産を取得する期限につきまして、被害を受けた日から3年以内としております。熊本地震

に関しましては、もうそろそろ期限を迎えることとなります。

一方で、復興の状況を見ますと、業者不足等のやむを得ない理由により、不動産の再建がおくれているというところもございます。

こうした中で、平成31年の税制改正大綱におきましては、いわゆる災害税制の中で、固定資産税の被災住宅用地特例の適用期限、これが熊本地震に関しては2年間延長するということとされました。

このような状況を踏まえまして、不動産取得税の減免につきましても、代替不動産の取得期限を2年程度延長し、平成33年の3月31日までという特例を設けるものでございます。

それから、(2)としましては、あわせて先ほど申し上げました自動車取得税の廃止に伴います関係規定の整備を行うものでございます。

施行期日としましては、不動産取得税に関する改正は、公布の日、自動車取得税の廃止等に伴う改正につきましては、平成31年の10月1日としております。

続きまして、57ページをお願いいたします。

79号議案、熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料を少し飛びまして71ページ、条例案の概要で御説明申し上げます。

まず、条例名にございますアメリカ合衆国軍隊に関する条例は、日米安保関連法により米軍関係者の保有する自動車税につきまして、特例措置を設けている条例でございます。

それでは、1の条例改正の趣旨でございますが、平成28年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴うものでございます。これ

は、消費税の10%引き上げ時に措置するとされたものでございますが、消費税引き上げ時期の延期により改正を見送っていたものでございます。

2の主な改正内容については、大きく2点でございます。

まず、(1)と(2)、これにつきましては、地方法人課税の偏在是正に関するものでございます。(1)法人県民税法人税割の税率引き下げにつきましては、平成26年度から行われているもので、法人税割の税率を引き下げ、その分を国税としまして、地方交付税の原資とするものでございます。今回、さらに地方交付税による是正を拡大するというので、税率を引き下げるものでございます。

(2)法人事業税の税率の特例規定の廃止につきましては、これも偏在是正の取り組みとして、平成20年度から行われてきたものでございます。法人事業税の一部を国税の地方法人特別税とし、こちらは地方譲与税として各都道府県に配分する措置でございまして、平成20年度から行われてきたものでございます。

こちらは、消費税の10%引き上げ時までの暫定措置とされていたことから、今回、特例措置を廃止するものでございます。

次に、(3)と(4)、これは自動車税制に関するものでございます。これは、平成28年度税制改正において、消費税10%引き上げ時に自動車取得税を廃止するとともに、自動車取得税のグリーン化機能を残すために、自動車税の中に環境性能割の区分を設け、これまでの自動車税につきまして自動車税種別割とすることとされたことに伴う所要の見直しを行うものでございます。

施行期日につきましては、消費税の引き上げと同じ、平成31年10月1日としております。

なお、さきの12月に決定されました平成31年度の税制改正大綱による新たな地方法人課

税の偏在是正措置や、自動車税を引き下げる見直しにつきましては、現在、国において法案審議中でございますので、本県の条例改正につきましては、6月議会をお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○前川収委員 済みません、簡単な話ですけども、今条例等の改正案について、それぞれ御説明をいただきました。全ての条例案について共通するのが、平成31年の10月にという部分とか、いわゆる32年以降の改正とかという話が、全部この条文の中には出てきたように思いますが、もう御承知のとおり、平成31年は4月いっぱい、平成という元号が終わり、5月から新しい元号に変わるということでありまして、その際、もう1回条例を改正しなければならないのか、もしくは今どれだけの条例に平成32年以降の表記が使われているか、きょうの提案以外にもどの程度あるのか私知りませんが、そのようなときの対応というのはどうなっているのか、まず第1点で聞かせてください。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

今平成という文言が条例の中にあれば、規則等の中にどれだけあるかと、済みません、これはちょっと全ては把握はしておりませんが、平成で、今後、元号が変わりましても、その後の、今平成32年とか33年とかいう期日についても、これは基本的に有効でございますので、それだけの改正をやるという予定はしておりません。

ただ、ほかの改正に伴って、その都度の条

例の中に、その新しい元号で変えるべき記述がございましたら、そのときあわせて改正すると、一応そういう方針で考えておるところでございます。

○前川収委員 それは熊本県の方針なんですかね、それとも全国共通で、今は課長、方針とおっしゃいましたけど、全国共通でそういうふうな取り扱いでいいという、何か国全体の方針があるのか、そこをまた教えてください。

○村上県政情報文書課長 明確に方針ということが出てはいなかったと思いますけども、昭和から平成に変わったときも同様の取り扱いをされておりますので、基本的には、先ほど県の方針という言い方をしましたけど、基本的には、全国そういう取り扱いになるものと考えております。

○前川収委員 わかりました。
まだ、いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○前川収委員 それでは予算のほうに戻りますが、まず最初に、予算書の4ページをお願いします。

3番の主要財政指標の中の(2)の財政調整用4基金の残高についてですが、平成27年には106億まで4基金が上がってきたわけですが、さすがに28年は地震のあった年でありましてゼロということで、基金が底をつき、その後、84、82、そして新年度は84ということでの予算の提案がっております。これ、基本的に財政調整用4基金の理想像と言うとおかしいんですけど、財政運用をやっていく上において、もちろんたくさんあればあるほどいいのかもしれませんが、基金を、貯金だけたくさん持っていて、住民の暮ら

しが厳しいとか、産業振興が厳しいとか、必要な社会資本整備が行われなかったとか、そういった部分は当然あるわけでありまして、この基金に、私は多くしなさいという意識で言っているわけじゃなくて、県としての財政運営上、このくらいがやっぱり目標値ですよというものが、もし共通してあるのであれば、ぜひそれは、財政課長か総務部長かわかりませんが、お答えをいただければありがたいです。

それともう一つ、ちょっとちっちゃなことで恐縮ですが、35ページですね。新規の、市町村課ですが、35ページの(8)のマル新と書いてあります市町村行政維持向上支援事業というのが、今年度から新しく入ってくるということではありますが、人口減少社会がどんどん進んでいる状況の中で、平成の合併が終わって、その後には今度は、現状の中から市町村運営そのものが、垂直管理とか平行管理とかという議論は昔、平成の大合併のときにもありましたけども、もう1回そういった部分の議論をしていく、もしくはそういったニーズがあるということなのかなということを考えながら、この説明はさらっと聞きましたけども、この内容について、もう1回説明をいただければと思います。

それともう一つ。40ページですね。350番のゴルフ場利用税交付金が2,000万円ぐらい減って3億9,700万円ということで、これはゴルフ場の所在市町村への交付金ということになっておりますけども、事業見込みが減っているということだと思いますが、これはこれでいいです。

ちょっと気になったのが、たばこ消費税、たばこ税——たばこは地元で買いたいって、たばこにはたばこ税が付加されていて、そのたばこ税が入っているはずなのに、今回の説明の中では、たばこ税がどのくらい入るのかがちょっと見えなかったんですね。なぜそれを聞くかということ、健康増進法が新

しく施行される予定になっておりますが、分煙の推進という話になってきていまして、どちらかという、たばこを吸う方が減っていく傾向が強いだらうと思っていまして、このたばこ税を新年度どの程度、対前年比で見れば、どのくらいの税収を見込んでいらっしゃるのかなという事は、この県の予算立ての中には入ってきているのかきてないのか。今見た感じでは見えなかったもので、その内容も教えていただければ。

ゴルフ場利用税は、例えばの話で言っただけですから、そのことの答えは要りません。

○下山財政課長 4ページの御質問につきまして、財政4基金のしかるべき規模をどう考えているかということだと思いますけれども、特に法律とか、例えば、何か通知のようなもので、このぐらい用意しなさいというものがあるものではございません。

本県におきましては、かつてから大体この80億円台で設定しておりまして、地震の経験等も踏まえまして、現在のところ80億円前半ぐらいで設定をしているということです。これだけありましたら、いざとなったときに、ある程度対応ができるのじゃないかなという、経験的などころも踏まえて、この規模にしているところでございます。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

資料35ページの新規事業についての御説明でございます。

委員が御指摘のとおり、これまで県内の市町村では、市町村合併あるいは水平での広域連携等によって、住民サービスの向上に懸命に取り組んでこられました。

しかしながら、今後急速に進むとされる高齢化あるいは人口減少によって、市町村を取り巻く状況は、さらに今後厳しくなっていくことが想定をされておまして、私が日ごろ市町村長と意見交換をする中でも、将来の行

政サービスの維持についてかなり大きな不安を持たれているのかなということを感じております。

今後の市町村行政のあり方については、まずは市町村みずからが検討いただくべきことかというふうには考えておりますが、県としても、市町村間の連携についての調整役や推進役、あるいは、場合によっては、垂直補完とかといった支援も視野に、積極的な役割を今後も果たしていく必要があるというふうに考えております。

この支援に当たっては、市町村それぞれの人口規模や地域の置かれている状況によって、課題が大きく異なってくるというふうに思います。

したがって、現在、全ての市町村を対象に、それぞれの市町村が今後どういう課題を抱えるのか、あるいはそれに対してどう対応していくのがいいのか、それに対して県がどのように支援を行うことができるのかといったことを、アンケート形式で今お考えを聞いているというような状況です。

来年度、額は少ないですが予算を計上させていただきました。今実施しておりますアンケートを踏まえて、また、市町村を回ってヒアリングを行う、そして全国さまざまな取り組みが行われておりますので、そういったところの先進地視察等を行って、今後どのように市町村の行政サービスを維持できるか、また向上することができるかということ、市町村課、県として取り組んでいきたいと、このように考えております。

○増田税務課長 税務課です。

県たばこ税の税収の見込みということで、よろしかったでしょうか。

○前川収委員 はい。

○増田税務課長 確かに、個別の税目につき

ましては、特に資料のほうに記載してごいません。7ページの冒頭の歳入の県税の中に、全てが含まれているということになります。

そういうことで、当初予算におきまして、県たばこ税につきましては、前年度の実績に過去5年間の伸び率を掛けて、一応見込ませていただいております。

その結果、平成30年度当初予算では、20億9,000万円程度見込んでおりましたが、31年度当初では、20億1,000万円程度見込んでおります。29年度から申し上げますと、20億2,000万円程度、20億9,000万円程度、今回が20億1,000万円程度ということで、大体20億円台を推移するのではないかという見込みを立てております。

○前川収委員 まず、財政4基金の話、84億円あれば、まあ大丈夫だという財政課長の力強い御答弁をいただいた。それは、とても大切なことだと私は思っておりまして、基金だけをいわずらに、いわずらになんという言い方はおかしいんだけど、うちの市町村は幾ら基金を持っていますなんて胸を張る必要は全くなくて、やっぱり必要最小限の適切な基金というのがきちっとあること、これはもう当然大事なことなんですけど、そこに目を向けずに、本当に必要な部分の予算はちゃんと使うという、そういった視点を持たないと、よく幾ら借金があつて幾ら貯金があつてという、一般家庭と同じような費用の中で比べられたりするところがあるわけですが、私は、あの地震を乗り越えた熊本県の財政当局が、前年100億前後の基金があつたという状況の中でも、今きちっと、財政もそんなに大きく揺らぐことなく、また新年度には84億円の基金を造成することができる環境をつくってきたというのは、おっしゃったとおり、80、このくらいの数字というのは、まあ安全に執行していく上において必要であり、最低

限であり、最大とまでは言いませんけれども、このくらいのところを見るべきだろうなというふうに思ったものですから、何とお答えになるのか興味を持って聞かせていただきましたが、大丈夫という言葉をいただいたのが、とても私はよかったなというふうに思っております。

それと、2問目の市町村行政維持向上支援事業というのは、これから本当に大切な事業だと思っております、もう合併しなさいという話は、なかなか、平成の合併があつた後に、もちろんやってないところは別ですけども、そんなに簡単ではないです。合併したところの後のさまざまなあつれきとか、いろんなふぐあいとか、町村の中にいろいろ違いはあるにしても、それらのものがまだ平準化されているとは見えない状況がある中で、それでも人口減少社会というのは出てくるわけでありまして。全てを合併して合併してということで、規模的な話の中だけで片づけるということじゃなくて、当時も議論がありましたけれども、垂直補完というのは、結果としてどこにもなかつたんです。平成の合併の中の議論はたくさんありましたが、県内で見れば、垂直補完しましょうという話ができるところは、あの当時、私の記憶では、今も含めてですけども、ないんじゃないかなというふうには思っています。

水平の話は、これは広域連合的なもので、一部事務組合がつくられて、きちっとその行政の効率化を図りながら、必要最低限の行政サービスというものを維持するという前提においては、とても必要だろうというふうには思っておりますが、その水平の部分をしっかり見ていただくこと、水平の規模拡大というのは当然あり得る話だと思っておりますし、1つ出てくるのは、国保のほうは垂直補完なのかなってちょっと思ったりもしておりますが、国保会計の話なんかは、県に一律化されてきておりますけども、垂直の部分をしっかり考

えていかなければいけない時代だろうと私は思っています。ただ、そういう話の中で前提として大事なものは、やっぱり地域のコミュニティーはしっかり守ってあげるといこと。ここを市町村合併はやっぱり壊してしまったという部分がとても多くて、そういう感覚をしっかりと持っていくべきだというふうに思います。

昔ですけれども、スイスに行政視察に行かせていただいたとき、ほとんど合併とかやっていません、市町村は小さくても残っていますという話をいただいたことを非常に覚えていまして、そのかわり垂直補完がかなりの部分で行政の中で入っていたと、その当時はおっしゃった。全部はわかりませんが、そういう話を聞いたことがありました。

ぜひ、そういったことの研究を、地元それぞれの市町村と連携をとっていただきながら、研究してもらえればというふうに思っております。

たばこ税は、今の指標の中には、新しい健康増進法の影響はほぼないという、その税収の中には反映されないだろうというお答えだったと思いますが、まあそれであればそれでいいんですけど、たぶんそうじゃないだろうなというふうに思っています。それは、余りミリミリ言う話でもありませんけれども、20億前後というのは、熊本県に交付されている予算であって、市町村分を合わせると、その何倍にも多分なっているんだろうというふうに思いますが、そこはしっかり見きわめて、吸うなと言えとか、吸えと言えとかいう話じゃなくて、単純に税収として、しっかり捉えていただければというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○早田順一委員 今前川委員のお話の35ページ、市町村課の話なんですけども、私も同感で、やっぱり人口減少の中で市町村の維持、行政の維持をどうしていくのかというのは、非常に、これからの時代大事だろうというふうに思っております。

したがって、今回アンケートをとられたりとか、いろんな訪問をされるということは非常にいいことだろうというふうに思います。

その前のページで、34ページの一番下の(6)の地方創生広域連携支援事業で、新たな広域連携の推進のためにということで、2,000万ほど予算を取っておられますけども、これは何か具体的に内容がわかれば教えていただきたいと思います。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

地方創生広域連携支援事業についてのお尋ねでございますけれども、先日、一般質問の中でも定住自立圏についての質問がございました。

県内の市町村も、定住自立圏、あるいは熊本市を中心とした連携中枢都市圏ということで、また、前川委員が御指摘いただいた広域連合あるいは一部事務組合など、さまざまな仕組みを使って広域連携、水平的な連携をしていただいているところでございます。

今後の人口減少等も踏まえますと、こういった水平的な広域連携をさらに強化していくことが1つ必要な観点だろうというふうに考えておまして、今ある枠組みに新たな事務を広域で追加する、あるいは別の市町村を広域連合等に追加する、そういった取り組みを行う場合に、県としても一部財政的な支援ができないかということで、この交付金という形で予算を計上させていただいているところでございます。

○早田順一委員 私も、この件は前議論させてもらったんですけども、非常に広域連携の

話になると、やはり市町村の首長さんたちのちょっと我が出るところもございます。そういった意味で、県の役割がどういったものかというものをお尋ねをしていったところであります。

既に、山鹿は御承知と思いますけど、政令指定都市になって広域連携が崩れたような形になって、特に消防力強化ですね。そういったものが非常に、山鹿市自体が単独でやっているもんですから、一般財源からの繰り入れが多くて、非常に苦勞されているところがあります。それ以外でも、広域でやればいいなというところもあるもんですから、そういったところの県としての調整役ですね、それを非常に私は期待しているところなんですけれども、その辺の、どうなんでしょうか、意気込みというか、そういったものをどうやったらうまくいけるのか、そういったものをちょっと聞かせてもらいたいんですけど。

○間宮市町村課長 ありがとうございます。

今既に消防ですとか、水道については、国の方針もございまして、そういった分野別に広域化できないかというような議論は進めておりますけれども、今アンケートをしていて、まだ結果は集計中ですが、恐らく、全て一律に進めたほうがいいのか、あるいは地域ごとに課題が異なれば、この地域ではこの分野、この地域ではこの分野について広域化を進めていけるのではないかと、そういったことも考えられるというふうに思います。

したがいまして、今行っているアンケート、それから来年度に行うヒアリングを通じて、それぞれの市町村がどのような課題を持っているのか、それに対してどういう対応がいいのか、それは広域化なのか垂直補完なのか、あるいはまた別の方法なのか、それを県がお示しすることもあるかもしれませんが、基本的には市町村の意見を伺いながら、その調整役も含めてしっかりと担ってまいります。

というふうに考えております。

○早田順一委員 市町村同士のマッチングがあるときは、ぜひ県の力を最大に発揮して頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 細かい話で恐縮なんですが、3点ありまして、まず19ページの熊本地震に係る他都道府県からの職員が来ていただく、この予算についてなんですが、今もうかなり人数が少なくなっていると思いますけれども、人数と、あと、いつまで受け入れるのかというのを教えてください。

あと、次に、39ページでして、ふるさとくまもと応援——ふるさと納税に関してちょっと関連でお聞きしたいんですが、去年の11月定例県議会で課長から説明で、返礼品をもうちょっと、熊本県の物産なら何でもいように要望するというふうに答弁していただいたんですが、現状どうなっているのかと、あと、このふるさと納税、熊本県は今全国でどのくらいのお金を集めているか、順位とかそういうのがわかったら教えてください。

あと最後に、45ページ、スポーツによる地域活性化事業に関してなんですが、御承知のとおりロアツが降格しちゃって、結構、関係者はしゅんとしているんですが、よくその関係者から、県はもうちょっと支援を今後もお願ひしますみたいな話が聞こえてくるんですが、その辺どうなっているのか教えてください。

以上です。

○小原人事課長 人事課でございます。

今濱田委員のほうから、熊本地震に伴う県外からの派遣職員のことについてお尋ねがご

ございましたので、人事課のほうから答えさせていただきます。

資料は21ページをお願いいたします。

上段の一般管理費、(1)の②のところに、災害派遣手当(知事部局分)ということで計上させていただいております。これは、今年度は一応55人分ということで見込ませていただいております。ただ、今現在、全国知事会等から派遣見込みということでいただいている人数は、これから若干減っております、45人程度というところでございます。

本年度、平成30年度は、4月1日現在で86人ということでございまして、事務量等も減っておりますので、要望数も減らしたんですが、若干要望よりも満たないという状況でございます。

それとあと、いつまで派遣要望を行うのかということでございますが、明確に今現在まだ決まっているというところではございません。ただ、各自治体からの派遣数も減ってきておりまして、我々も今年度、各県に32年度につきましても派遣をお願いしますということで申し上げますと、かなり、よその地域、北海道ですとか関西地域とか、各方面での地震もあってございまして、それぞれ他都道府県からの派遣依頼をされている状況でございまして、なかなか32年度以降は厳しいのかなというふうには思っておりますが、事業の進捗具合等を見まして、32年度についても派遣要望するのかどうかは検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

ふるさと納税の返礼品に関しまして、地場産品の定義なんですけれども、地場産品ということで、県内の市町村は、かなり限定的な解釈であっては大変心配であるというような御意見がございました。つまり、生産から加工、販売まで全てその市町村で行っていな

ければいけないのだろうか、そのような不安があったというふうに考えております。

先般11月議会の後、年末に総務省からその時点での返礼品、地場産品の考え方というのが通知として参りました。それによりますと、当初不安に思っていたところよりは少し緩和した考え方なのかなというふうに思っております、例えば、加工は域外で行っているけれども、原材料の主要部分はその域内で生産されていればよい、あるいは逆に、原材料は外から持ってきているけれども、加工をその域内で行ってあればよいのではないかと、あるいは肉とか果物は、ある程度、JAですとかそういったところで産地が混合するものもございまして、そういったものは地場産品としてもよいのではないかと、そのような考え方が総務省から示されたところでございます。

これによって、県内市町村が返礼品にしているもの、基本的には地場産品の定義の中に入ってくるのかなというふうに考えておりますが、一部の団体からは、例えば、馬刺については、肥育も加工もしてないけれども地場産品として認められないか、そのような声もございましたので、県としては引き続きその点について総務省に要望という形でお願いをしているところでございます。

ふるさと納税の額なんですけれども、県が収入している額については、この後、税務課長からお答えをさせていただきますが、市町村が収入している額について、私のほうからお答えさせていただきます。

平成30年度の見込みで、12月末現在なんですけど、45億円ほど県内市町村はふるさと納税を受け入れてございます。この額については、熊本地震による復興支援で多くの額をいただいた平成28年度の72.5億円と比べると、30数%程度減ということになりますけど、地震前、平成27年度の10.7億円と比べると4倍以上ということで、かなり多くの額を、全国の

皆様から引き続き県内市町村にいただいているのかなというふうに考えております。

○増田税務課長 税務課でございます。

県に対するふるさと納税の額の順位につきましては、ちょっと全ての都道府県の状況を把握できておりませんが、地震のありました28年、それから昨年度は、ほぼ全国で1位、トップぐらいの寄附をいただいたところでございます。

本年度が、今各都道府県で公表されている数字を見ますと、それでも10位ぐらいの中には入っているぐらいの水準になってございます。

ただ、上位にくる都道府県を見ますと、やっぱりことし災害があったところが上のほうにきているのではないかなという印象を持っております。

以上です。

○倉光地域振興課長 ロアッソ熊本に対する支援の状況でございます。

ロアッソ熊本は、県内初のプロスポーツチームということで、Jリーグ、また、県内の経済界からも要請があり、県では、これまでロアッソ熊本を運営しているアスリートクラブ熊本への出資を1,300万行っております。これは、熊本市も同様でございます。

そのほか、支援という点では、スタジアムの使用料ですとか、スポーツ交流館——運動公園にあります施設の使用を2分の1減免しております。これについては、ヴォルターズも同様に協定を結んでおりまして、スポーツを通じた地域活性化ということの協定に基づいて、施設の使用料などを減免する形での支援を行っております。

そのほか、経済界を初めとする民間と行政の連携による気運醸成ということで、「ロアッソ熊本をJ1へ」熊本県民運動推進本部というのがございますけれども、そこへの負担

金の抛出ですとか、職員の派遣を行っております。

今回計上しております、この1,000万ほどの予算につきましては、今申し上げましたその県民運動本部への負担金300万円ですとか、あるいはロアッソ熊本に県内広く、子どもたちへのサッカー教室などを行っていただいております、そうしたサッカー普及事業、また、復旧、復興の発信事業として、4月の地震発生当時、14、15、そのあたりでの復興支援マッチというものを広く、今の熊本を発信していただくという意味合いで、ヴォルターズともども復興支援マッチの委託なども行っております。

J3に今回降格したわけですがけれども、J3降格に当たっては、県内でいち早く知事から、記者会見の中で、引き続き、ロアッソ熊本については応援していくということを宣言いたしまして、そのことが、そのほかの民間の動きにもつながったという話も聞いております。

昨日も、田嶋副知事ともども、我々も開幕戦応援に行きまわりましたがけれども、今後もしっかりロアッソ熊本、また、熊本ヴォルターズ、県内のプロスポーツチームもしっかりと応援してまいりたいと思っております。

○濱田大造委員 了解です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、財政課、一般管理費というか、多分全庁にかかることだと思いますけれども、旅費について、ちょっと私の心配し過ぎならし過ぎで指摘してもらっていいんですけど、何度か東京に職員の方々と出張する機会があって、最近、東京って我々議員も感じていますが、なかなかホテルが押さえにくくなったということと、ホテル代

が高くなっていて、非常にやっぱり苦勞するなという感じがします。ことしはラグビーもあるし、来年はオリンピックもあるということで、非常に旅費というか、ホテル代が高騰していくのではないかとこの心配もするわけですけども、今職員の方々、東京へ行ったときとか、その辺のホテル代で自腹で、自腹というか旅費規程でおさまらないとかということがあるのかどうか。また、ことし、来年を見越したときに、そういう状態にならないように何か手当する方法があるのかどうか。財政課、人事課どっちですか。

○小原人事課長 人事課でございます。

旅費の支給額等については、人事課のほうで扱っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

旅費につきましては、基本的に定額の旅費ということでさせていただいております。東京地域ですと、大体1万2,000円ということにさせていただいておりますが、その金額を基本に手配していただきたいということが、まず第一でございます。

具体的に、各種イベント等で取れないということでもございましたら、個別に御相談いただくということは、方法としてはございますけども、今現在、まだそこまで人事課のほうにお問い合わせがあつているという状況ではございません。

○溝口幸治委員 恐らく、なかなか御相談しにくい案件だと思うんですね。例えば、何か月も先の出張は、先にしっかり予約すればいいんだと思いますけども、突発的というか、今県政は非常に攻めているときなので、東京あたりへも行く機会があると思いますので、そういったものもきちっと対応できるように対策を、ことし、来年についてはしっかり備えをしておいてほしいというふうに思います。

それから、もう1点続けていいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○溝口幸治委員 これ、済みません、議会事務局にというよりも総務部長にも聞いておいてほしいんですが、県庁は広報グループがあつて、いろいろな媒体というか、県が何しているという広報をしっかりとやるんですね。議会は議会でも今、例えば、フェイスブックで情報発信したり、会報をつくったりとか、それぞれやっています。当然、一般質問とか代表質問もマスコミに捉えていただきますが、昨今の報道を見ていると、やっぱりマスコミに頼るのは限界があるなど。マスコミはマスコミで自分の切り口でしか報道しないので、我々がそれぞれの選挙区でそれぞれの議員の皆さん方が一生懸命汗をかいてやっているという情報は、なかなか県民には伝わりにくい。一方で、マスコミからは、やれ投票率が低いだの無投票の地区が多いだのという異常な攻撃を受けるわけなんです。そういうのは、やっぱり考えていくと、もう少し議会の中で広報機能というか、そういったものを強化する必要があるのではないかとこのように思います。

今議会事務局を見ていると、なかなか精いっぱい、今フェイスブックなんかやっているのは議長の秘書とか議長室がやっているんですけど、あそこも日程調整とか非常に大変なんですよ。もう限られた情報しか発信できないということになりますので、やっぱり議会の中に広報を担当する部署があつて、しっかり広報していく。それぞれの議員が一般質問したときに、それは県政の中ではちっちゃい話になるのかもしれませんが、それぞれの選挙区にとってはものすごく大事な話で、それこそやっぱりしっかり情報を伝えていくということで、もちろん議員は、それなりにホームページを使ったり、フェイスブックを

やったり、さまざまな手法でそれぞれの情報発信していますが、やっぱり、そろそろこういう、もっと関心を持ってもらう、県民の皆さん方に議会を知っていただくという点では、広報グループみたいな機能が必要じゃないかというふうに思いますので、これ4月にいきなり置けというのは、ちょっとテクニク的に無理なんでしょうけど、その辺もちょっと見据えて、ぜひ検討してほしいというふうに思いますか、いかがですか。

○池田総務部長 今溝口委員から御提案ありましたのは、議会の活動を外に発信していくということは、非常に重要だと思っております。それは、議会活動に関心を持っていただくことは、なり手不足とか投票率の向上にもつながってくると思いますので、それは非常に大事なことだと思っております。

今後どういった対応ができるのか、ちょっと4月1日から新しく組織をつくるというのは御指摘のとおり難しいと思いますけれども、議会事務局とよく相談しながら、どういう対応できるか考えていきたいと思っております。

○溝口幸治委員 済みません、濱田先生を隣にして、なかなか質問しにくいところもあるんですが、例の私学の、これ振興費の中に入っているんだと思いますけど、きょうは主なもので見えませんでしたけども、海外チャレンジ塾の御質問を濱田先生が本会議場でされました。私は、濱田先生の独特の切り口で鋭い視点で質問をされて、一定の評価をしますし、知事も、恐らく事務方が用意した——打ち合わせしたであろう答弁以上に情熱のこもったやりとりをされました。あの光景を見ていて、本当にいい質問、いい質問というか鋭い質問だったんだなと思いましたし、知事は知事で、事業に対する思い入れをしっかりと答弁されたという点では、非常に私はいいやりとりが本会議でできたのではないかというふ

うに思います。

そこで、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、あの中で事業の丸投げだと濱田先生が御指摘をなさって、知事が、ちょっと興奮状態でしたので、答弁はあったんですが、よくその丸投げではないというようなところがちょっとわかりにくかったので、そのあたりの——執行部が言う丸投げではなくてこういう事業ですよというところを少し説明をしていただきたいのと、もう一つ、これも鋭い指摘だなと思いましたが、21人が海外に行かれたと。その人たちが、そこまではいかないけれども、しっかり意識を持って頑張っていたという中で、濱田委員のほうから、しっかり追跡というか、その方々の追跡調査が足りてないのではないかという鋭い御指摘がありました。なるほどだなというふうに思いましたが、そのあたりはどの辺までしっかり皆さん方が把握されているのかということ。やっぱり濱田先生が言われた、いわゆる税金を使ってやっている事業なので、お一人お一人の個人情報もあるので、誰がどこに住んで、何かしつこく追跡するのは無理にしても、やっぱりしっかり把握しておく必要はあるのではないかというふうに私も感じましたので、その2点、まず確認させてもらっていいでしょうか。

○塘岡私学振興課長 今質問をいただきました1点目が、海外チャレンジ塾について、委託の丸投げという部分、あともう1点目が追跡調査についてどのようにしているのかという御質問だったかと思っております。

まず1点目の委託丸投げということでございますけれども、海外の大学に進学するためには、非常に高い英語力あるいは小論文の作成能力、さらに学校内外での多様な活動歴等をアピールする出願書類作成、こういうのは独特のノウハウが必要になってまいります。このため、専門的な知見あるいは効果的な教

育法を持つ業者に対して——塾を運営することが必要と考えているため、業者に委託しておるところでございます。

また、実際の委託に当たりましては、どのような講座を運営するかとか、あるいはそれぞれ講座が実施されますけれども、その講座の実施場所にも県職員を派遣しておりますし、さまざまな打ち合わせを通して、その結果は施策にフィードバックをしているところでございます。決して丸投げという形にはならないのかなと、私どものほうでは考えているところでございます。

あと、もう1点、受講生が卒業した後の進路状況について把握しているかということにつきましては、先ほどもおっしゃいました受託業者のほうから、海外への進学を目指す高校3年生につきまして、出願までの指導内容や進学予定先を毎年度報告をさせていただいているところでございます。

また、卒業後のコミュニティーカレッジ等に進学した塾生OBが、4年制の大学——これに編入した事例についても、委託業者や本人からの情報提供により、随時、状況の把握には努めているところでございます。

濱田先生から言われた追跡調査ということにつきましては、卒業生たちに調査をしておるんですけども、その当時、3人ほど回答がいただけなかった部分がございます。先生の質問を受けて改めて調査したところ、うち1名につきまして、その後、コミュニティーカレッジから4年制大学に進学したというのがはっきりいたしました。その辺のことを捉えておられるのか、ちょっとそれは私のほうではわかりませんが、一応、追跡調査、進路状況については把握をしているところでございます。

○内野幸喜委員長 いいですか。

○溝口幸治委員 はい。何か追跡調査という

と何かあれですけど、言葉がですね。よくわかりました。濱田先生の切り口も私も十分そこは理解しているつもりなんですけど、まあ調査をするというよりも、せっかくそうやって県で育てた人なので、ずうっとやっぱり県でつながりを持っておくということは、やっぱり大事なことだと思うんですよね。本会議場でもおっしゃったように税金を使ってやる事業ですので、ずうっと熊本県とのつながりを保っておくということでは、まあその人が何をやっているか、調査というよりも、その人の状況をずうっと、担当が変わってもしっかり絆が切れないようにとか、糸が切れないようにとかやっておく。そして、いろいろな場面で、また後輩たちの指導とか、あるいはそういう人たちが進む仕事によっては、県政に直接大きな利益をもたらすことや、それぞれの地域にとっても大きな戦力になっていただくこともあるかもしれませんので、そういったところはやっぱり細かくやっておく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、一番初めの丸投げ——丸投げがどうのこうのと言うよりも、私もちょうど今募集の時期になんですね。いろいろ高校生とかに聞いたり、私も実際募集要項を見ると、ウェブでの講座とか、何か英文でいろいろ書くときのそういう指導とかという、まあ専門的などころがあるので、その分を委託するという事なんだろうというふうに理解をするところですが、そもそも、私、一番初めに濱田先生、これ質問に取り上げる前に、あれは決算委員会だったですね、決算委員会のときに濱田先生が「どうなっているんだ」という……

濱田大造委員 この委員会です。

溝口幸治委員 ここだったっけ。決算じゃなかったっけ、一番初め。決算ですよ、一番

初め。

濱田大造委員 決算、私、入っていないです。

溝口幸治委員 総務だったっけ。そこでこう指摘をされたんですけど、きょうもこれからいくと、金額が小さいからということでしょうけど、なかなか議論する機会がなかったので、いい機会だったのかなというふうに思います。

それで、我が党としては増永先生がおっしゃったように、こういった事業はしっかり続けてほしいというふうに思っておりますし、人材を今から——人口減少社会を迎える中で、しっかり若い人材を育成するという観点からは、県にとっても大事なんだろうと思いますので、そこはしっかり続けてやってほしいというのが、ここがちょっと濱田先生とは意見が食い違うところなんですけど、そういうふうに考えてますので、しっかり制度は常に見直しながらやってほしいと思います。これ確か過去に何か、非常にいい政策だったということで、何かどこかで表彰というか評価を受けたことがあったというふうに記憶してますが、それ何のときでしたっけ。

○塘岡私学振興課長 平成28年度に知事会のほうで、先進の施策の……政策バンクの全国的な評価する場があるんですけども、その中の教育部門のほうでトップという形になっておりました。

ちょっと追加でよろしいでしょうか。

○内野幸喜委員長 はい。

○塘岡私学振興課長 OBの活用という形で、先生のほうからございました。海外チャレンジ塾生が実際海外大学に進学したのが、平成26年からでございます。

そういうことで、大学を卒業するのが平成30年度中という形になります。今年度から委託業務の中に塾生OBのリストを本格的に追加をいたしまして、今後、塾生OBの方からいろんな情報ですね、経験談でありますとかそういうことをフィードバックしていただくように考えているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 去年……もうおとしになりますかね、私、モンタナに行かせていただいたときに、ちょうどこういう事業で行っている学生というか、お会いをして、とても感謝をされておりました。ちょうど帰国されて、熊本でまたお会いをして、就職するということでしたけども、そのときも非常に熊本に対して感謝がありましたし、よその地域に行くんだけど、熊本のことを忘れずに頑張るって行きますみたいな話があったので、ぜひしばらくは継続してやっていいんだと思いますが、ただ、濱田委員がおっしゃったように税金が使われているということと、こういう事業は、28年にやり始めたときには高い評価を受けているんだと思いますが、いろいろまた世の中も変わってきますので、常にブラッシュアップしながら、人材育成という観点で、私は継続してほしいというふうに思っていますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大平雄一委員 復興基金の執行状況、3ページですね。平成31年度末で115億円が残るということで、平成30、31で——118、114ということで、この次年度にはちょうどいいくらいの金額になってしまって、もう、これ使い切ってしまう予定になってしまうのかとい

うところと、もう一つは、今災害復旧事業が行われていますけれども、なかなか町や県や国の基準にそぐわない小規模な被害というのがあります。こういったものを、今各地域から要望を受けるんですけれども、なかなか復旧事業ができないということで、私も大変苦労しているんですけれども、そういったところに、この復興基金を充てるというようなお考えがないのか。そういったところで、市町村のほうもそこに苦労されている分もあるので、ぜひ県のほうからその使い方に関して、もうちょっとこうアドバイスができないのかというところを質問します。

○池田総務部長 今基金の執行状況についてのお話がありました。今順調に執行しているという状況であります。まだ残る枠としまして、一番左の想定にあります県の広域課題分50億、これは丸々使い道が決まらず残っているところがございます。あと、枠配分で市町村に配分しました100億円についても、市町村によっては、大分まだ余裕があるんじゃないかというふうに考えています。

こういったところをうまく活用しながら、今後息の長い取り組みになると思いますので、効果的に使っていただきたいというふうに思っています。

基金については、震災関連であれば、また国ですとか県の補助事業の枠組みがなければ使えるというシステムでもありますので、そこは、各市町村に配分した枠配分の中でできるのであればやっていただいて構わないと思いますし、あと、県が広域的にやるべきところがあれば、相談を受けて、県で県事業として事業化をしてやっていきたいというふうに思いますので、そういったお話があれば、まず県に御相談いただきたいと思います。丁寧に対応していきたいと思います。

○大平雄一委員 私も、県の担当の方とお話

をする中で、こういう使い方もあるんですよということで、市町村でぜひ使ってくださいというような話をされているんですけども、なかなか市町村が、そこを柔軟な形で運用していないという現状もあるんじゃないかなと思うので、ぜひとももう一回その辺は、きめ細かい対応をしていただければと思います。

以上です。

○前川収委員 もう丸3年たつわけですけども、今大平委員がおっしゃったとおり、いろんな対処をやっていっていただいて、とてもありがたく、大きな部分や細かくいろんな復旧は進んでいると思います。

ただ、やっぱり、ここにきて今おっしゃったとおり、どうしても何というか、すき間があいていて、そこがはまってないというのが、あちこちあることは、もう事実だと思っていますので、これ、今部長、市町村からとお話があったけど、1回やっぱり県のほうで、市町村に対して、何ができてないのか、そのことを1回吸い上げていくということをやらないと、多分、市町村のそこに置いていたままにしとったら上がってこないと思います。それは多分、うちがあのかきこの事業をやりました、これは認められてないからそのままなんだという話で終わっちゃうわけですね。市町村は市町村の公営施設というのがあって、このときここは切ったことがあったと、足切りをしたということも、多分、市町村長や担当の方は覚えていらっしゃると思います。ただ、やっぱり経過措置の中であって、そこでやっぱり埋もれた課題というのがあるはずでありますし、私もいっぱい目にしていますし、耳にもしておりますので、もう1回それを吸い上げる、どうぞ言ってくださいという姿勢を、市町村に対して、県にどうぞ言ってください、これで困っているんだというのを言ってくださいという、そういうやり方で逆に聞いていただきたいなと思いま

す。上げてくださいじゃなくて、言ってくださいという、そういう形で取り組んでもらえたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池田総務部長 今回の御指摘のとおり、今年3年たちまして、この時点で振り返るいいチャンスだと思いますので、一度改めて県のほうから各市町村に対し、お困り事はないかどうか、また、漏れている支援がないかどうかというのは調査をしたいというふうに考えています。

○前川収委員 お願いします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 済みません。財政課にちょっとお尋ねなんですけど、ちょっと基本的なことを教えてください。

ことしのイベントとして最大のことは、天皇陛下もあるし、あと消費税増税だと思います。条例も変わるわけですけど、軽減税率の導入に当たって、県でも事業者、混乱が生ずるのではないかという懸念が相当言われているわけですが、県としては、直接の窓口というのは、県が窓口じゃないというスタンスでいいのかどうか、その辺どうなっているのか教えてください。

○増田税務課長 税務課でございます。

一口に消費税という中に、国の取り分と地方消費税という地方のもともと課税する分がございます。それを国に一括してやってもらっているという状況もございますので、国のほうからは、そういう軽減税率の周知あたりも、地方は地方消費税を課税しているわけだから、そこを主体的にしっかり考えてほしいということをおっしゃっています。そういうこともありまして、国が行う説明会等への、例

えば、県庁舎の場所の提供でありますとか、そういうことも含めて、これまでもやってきておりますが、また年明けて国のほうから、今度は県行政の職員でありますとか、市町村行政の職員に対しても、きちっとその制度の理解を進めてほしいということをおっしゃっていますので、研修会等を進めながらやっていきたいと思っております。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第48号、第51号、第59号、第63号、第69号から第79号まで、及び第98号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第48号外15件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号外15件は、原案のとおり可決することにいたしました。

次に、今回付託された請第40号を議題といたします。

請第40号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

請第40号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを求める意見書採択に関する請願の状況について御説明いたします。

請願の趣旨としましては、ライドシェアの導入に反対し、地域公共交通としてのタクシー事業を守る諸政策の推進について、国に対

して意見書の提出を求めるというものでございます。

まず、ライドシェアについて御説明させていただきますと、一般的には自家用車の相乗りの意味でございますが、この請願では、スマートフォン等により、ウーバーなど自動車配信アプリを利用し、一般の方が自家用車を使って有償で他人を運送するサービスを行う行為を、いわゆるライドシェアとしております。

ライドシェアは、アメリカや中国など海外で急速に拡大しておりますが、我が国では認められておりません。自家用車による有償運送は、いわゆる白タクに当たるとされ、道路運送法で原則禁止されております。

ライドシェアの問題点として指摘されている点は、運転手は2種免許を持たず、運行管理者も配置されないため、利用者の安全、安心が脅かされること、地域の既存の交通事業者を崩壊させること、安定したサービスの供給が困難であること、夜間利用が不便になること、事業主体は運送に対する責任は問われず、当事者間での紛争解決となることなどで、海外では事故の補償や暴力等のトラブルも発生しているところです。

タクシーは、高齢者等の交通弱者にとって、日常生活に欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関であり、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っております。

良質で安全なタクシーを守っていくため、熊本県タクシー協会からの要望として、次の2点について、国に対し意見書の提出を求めるものでございます。

まず、1点目として、国民の安全、安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこととさせていただきます。

補足説明させていただきますと、さきの御説明のとおり、我が国においてライドシェアは現在認められておりません。また、国会審

議においても、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態であり、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があると指摘されています。

シェアリングエコノミーの進展に伴い、民間団体によりライドシェア導入に向けた法整備を提案する動きがあるとともに、政府の規制改革推進会議等でも議論されているなど、ライドシェア解禁への関心は高まっている状況でございます。

一方で、都市部では、外国人旅行者向けの無許可の有償運送が行われるなど、問題も発生している状況でございます。

2点目の要望は、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全、安心で、快適、便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化、活性化を推進するための諸施策を講ずることとさせていただきます。

改正タクシー特措法について、この法律は、タクシー事業の最大の課題である供給過剰対策を効果的に進めていくため、供給輸送力の削減とともに、安全性やサービス水準の向上を図るという趣旨のものでございます。

県内では、熊本市周辺の熊本交通圏が特定地域に指定され、現在、計画に基づき供給過剰状態の解消やタクシーサービスの活性化に取り組まれております。

請願の状況についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

なければ、次に採択に入ります。

請第40号については、いかがいたしましょうか。

(「採択でお願いします」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 はい。採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第40号を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、請第40号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第40号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

(意見書(案)配付)

○内野幸喜委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛に提出したいと思えます。

それでは、ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後1時5分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が10件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明は、簡潔にお願いいたします。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○府高秘書グループ課長 『ONE PIECE』連携復興応援事業の進捗状況について御報告いたします。

お手元のA4版の報告ペーパーのほうをごらんください。

1の麦わらの一味の仲間の像の設置に向けたスケジュールについてですけれども、1月の18日に1回目の有識者等の意見交換会を行いました。この意見交換会では、仲間の像設置に関する基本的な方針について御意見をいただきました。

それから、31市町村から寄せられました51の提案内容についても公表をいたしております。

きょうの報告書の裏のほうに、その51件の提案で、設置希望のありましたキャラクターを県の地図に落とし込んだものを付けてます。ちょっと見づらくなっております。恐縮です。参考にとお付けております。

もう1回、表のほうに戻ります。現在、有識者の方々からいただきました御意見を踏まえまして、全体のストーリー、それから各キャラクターの設置場所について、複数案の検討を行っております。

これらの案につきましては、来週の3月19日に2回目の有識者意見交換会を開催します。そこでお示しをして、検討を行っていただきたいと思っております。

それから、この複数案につきましては、マスコミの方々、それから、あわせて県のホームページを通して公表したいと考えております。

それから、必要に応じまして、検討、修正

等を行った後、集英社にも確認をいただき、その上で来月4月の復興祈念ウイークに合わせまして、仲間の像8体の設置場所の発表をしたいと考えております。

次に、2の平成31年度当初予算についてです。

これは先ほど、当初予算の説明で述べさせていただきましたとおり、31年度につきましては、像4体分の予算と事務費を合わせまして4,158万6,000円予算計上させていただいております。

財源につきましては、ルフィ像のときと同様に、尾田先生からの寄附金の一部を活用させていただきたいと思っております。

それから、31年度中に設置する4体のキャラクターにつきましても、4月の復興祈念ウイーク中に発表したいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

その他報告資料の②、A3版の資料をお願いいたします。右肩②と書いてございますA3版の資料でございます。題名に記載のとおり、平成30年7月豪雨に関する市町村及び住民アンケートの調査結果についてでございます。

1の調査の経緯でございますが、昨年7月には、広島県など西日本を中心とする豪雨災害が発生いたしました。本県におきましても、一部地域では、総雨量が500ミリを超える大雨となりました。7月7日朝の時点で、市町村から発令されました避難勧告等の対象は53万人でありましたが、県の防災センターが同日の朝9時現在で調査したところでは、指定避難所への避難者が約400人という状況でございました。このため、避難勧告の発令基準の市町村の運用状況や住民への情報の伝達、それから避難に関する意識や避難行動の

実態を把握することを目的といたしまして、市町村及び一部の住民のアンケート調査を実施したものでございます。

(1)の市町村調査の結果でございますが、昨年9月、10月に全市町村に対して実施しまして、③に記載のとおり項目を調査いたしまして、結果は④のとおりでございます。

避難勧告を発令した35市町村のうち、6割方の市町村が日没前の明るい時間帯に避難を発令してございます。

一方で、市町村は、みずからの発令基準等を設定してございますが、それに沿った運用を行った結果として、発令が夜中になるということ、今発令してはかえって危ないということなどを判断された市町村では、発令を見送るなり、猶予したところがございました。

また、先ほど400人と申し上げましたが、市町村の最大避難者数の合計をしてみたところ、約1,500人という状況でございました。

(2)は、住民調査でございます。②の調査対象は、7月の豪雨時に避難指示を出された相良村と球磨村、それから避難勧告等を発令いたしましたけれども、避難者がいなかった大津、それから菊陽、益城の住民を対象といたしました。

調査時期、調査方法は記載のとおりで、回収率約50%でございます。

⑥に概要を記載してございますが、約9割の1,100世帯におきましては、市町村の勧告情報を認知しております。また、8割以上の1,000世帯においては、自宅外の避難をしておりません。この避難しなかった1,000世帯のうち約300世帯では、これまで何も起きてなかったからというふうなことで避難しなかったというふうに回答してございます。それから、50世帯は、避難しようとしたけれどもできなかったというふうな回答もございました。

この50世帯の内訳としましては、米印に記

載のとおり、27世帯は既に雨風はひどかったと。それから10世帯が、高齢者などがいて避難の手段がなかったと回答してございます。

資料右側のほうは、2に課題をまとめてございます。

①は、避難勧告等の発令についてでございます。早期発令をする市町村がある一方で、見送りになった市町村があったという点。これについては、矢印で示しておりますとおり、早期勧告はやはり必要であるということ徹底することというふうに考えてございます。

②は、住民への伝達でございます。先ほど多くの世帯に届いているということでございましたが、裏返せば約8%の住民の方には情報が伝わっていなかったというふうなことが考えられます。

それから、③は、認識に関してですが、これまで何も起きていないというふうなことを答えている住民がおりますが、災害は自分に起こるんだということを認識していただくなり、そういった必要があると考えてございます。

④は、早期避難でございますが、避難の決心がおくれたためにということで、非常に、極めて、リスクの高い状況にあることがわかっておりますので、風雨が本格化する前に避難する、もしくは避難のタイミングを逃した場合は、自宅の中でも2階に逃げるとか、山際の反対側に逃げるとか、そういったことの徹底が必要かと考えております。

それから、避難に当たり支援が必要な方についてでございますが、現在、市町村では、要支援者名簿を作成したり、そういったものを活用するということが災対法に書いてございますが、こういったことの徹底が必要であると考えております。

以上、5点の課題について、3に記載のとおりまとめておりますが、今申し上げたとおりの課題への対応が必要と考えております。

それから、このうち、県が雨量や水位計を集計して統合型防災情報システムというのを公開してございますが、代表質問でも御提案ございましたけれども、住民の方の利用というのは今一步進んでないかなと思っておりまして、今回ホームページのトップに、この統合型防災情報システムにすぐ入れるように、システムを改修させていただいたところでございます。このほかの課題につきましても、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○小原人事課長 人事課でございます。

報告資料③、地方公務員法及び地方自治法の改正(会計年度任用職員制度)について説明させていただきます。

今回の改正は、臨時職員、非常勤職員制度に関する改正でございます。

1、改正の目的等でございますが、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、平成32年(2020年)4月に施行されます。

臨時職員、非常勤職員につきましては、平成28年4月現在で全国で約64万人が任用され、教育、子育てなどさまざまな分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっております。

こうした中、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないといった課題を踏まえまして、今回の改正が行われております。

2、地方公務員法の一部改正の具体的な内容でございますが、特別職非常勤職員の任用の厳格化につきましては、特別職の範囲を専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行うものと対象を限定されております。

(2)臨時的任用の厳格化につきましては、臨時的任用ができるのは、常勤職員に欠員が生じた場合に限定されております。

(3)一般職非常勤職員の任用等に関する制度の明確化につきましては、新たに会計年度任用職員を規定し、採用方法や任期等が明確化されております。

3、地方自治法の一部改正につきましては、新たに規定された会計年度任用職員に対し、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備されております。

4、今後の予定でございますが、平成32年4月の改正法施行に向け、本県における制度運用の方法等について検討を進めております。平成31年度上半期の議会におきまして、給与、勤務条件等の関係条例の改正案を提案させていただきたいと考えております。

裏面をお願いいたします。

制度改正後の臨時、非常勤職員の移行イメージでございますが、本県の現行の取り扱いにつきましては、図の左側になります。

①の特別職非常勤職員は、顧問、参与のほか、消費生活相談員、登記嘱託員などの専門的な処理が必要な業務とともに、効率的な事務処理を行うために一般事務職員も任用しており、幅広い業務に従事いただいております。

②の臨時的任用職員につきましては、データ入力、集計、各研究機関における業務など、一時的な業務変動に対応するための事務や技術の補助業務に従事していただいております。

図の右側をお願いいたします。

改正後の任用形態、従事する業務等でございますが、①の特別職非常勤職員は、ここに記載しております、顧問、参与、統計調査員、学校医等に厳格化されます。

また、③の臨時的任用職員につきましても、常勤職員に欠員が生じたときのみ任用できることとなります。

なお、臨時的任用職員は、正規職員と同等の業務に従事していただくこととなります。

①及び②による任用が厳格化されますこと

から、改正法が施行されます平成32年(2020年)4月からは、現在、臨時職員や非常勤職員、いわゆる嘱託職員として任用されている職員の多くが、新たに規定される②の会計年度任用職員に移行することとなります。

職員の処遇に関する重要な制度改正になりますので、移行に向けて混乱を招くことがないよう着実に準備を進めてまいります。

人事課の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

資料、次の④をお願いいたします。

防災消防ヘリコプターの相互応援協定の拡大についてでございます。

現在、大分県、宮崎県、鹿児島県との4県で応援協定を締結してるところでございますが、長崎県が本年4月から加入することになり、5県での運用へと拡大をいたします。

本協定につきましては、ヘリの整備時における運行休止、あるいは災害時の広域連携等々に対応するために締結するものでございますけれども、構成県が拡大することによりまして、さらなる補完性の向上ですとか、災害時における連携体制の強化につながるものと考えております。

報告は以上でございます。

○増田税務課長 税務課でございます。

報告資料の⑤をお願いいたします。A4縦の1枚紙でございます。

スマートフォン決済アプリを活用した県税収納についてでございます。

そこに書いてありますとおり、これまでも県税事務所の窓口での収納のほか、コンビニエンスストアでの納付でありますとか、クレジットカード納付など、県税の納付の利便性の向上、納期内納付の向上に努めてきております。

そういう中で、平成31年度の自動車税から、スマートフォン決済アプリを活用した収納を開始いたします。

収納方法としましては、現在あるコンビニエンス収納の仕組みを活用し、県税の納付書に印字してあるバーコード情報、これをスマートフォンアプリで読み込み、事前に登録した銀行口座から引き落とすことで納付を行うことを可能とするものでございます。

対象税目としましては、自動車税、個人事業税、不動産取得税という、県が納税通知書をお送りする税目を対象とする予定でございます。

今回導入するのは、そこに書いておきますとおり、モバイルレジとP a y B、2つのアプリを予定しております、それぞれ提携されている金融機関がございますので、県内の多くの金融機関がここで利用できるようにと考えたものでございます。

引き続き県税の収入確保に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 一旦、ここで報告事項①から⑤までの質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、引き続き報告事項⑥をお願いいたします。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

報告資料の6番、御所浦地域振興策の拡充について御報告させていただきます。

御所浦地域振興策は、御所浦架橋事業の長期化を踏まえ、平成27年度から実施しています。

今年度に決定した架橋事業の休止に伴い、振興策の拡充を行うこととし、必要となる予算を今議会に提案しております。

まず、資料の上段、振興策拡充の目的をごらんください。

御所浦地域振興策の拡充につきましては、架橋にかわる手法で島外への移動、緊急時の医療、子育てや教育などの住民負担や不便さを軽減するとともに、交流人口の拡大を図るものでございます。

次に、振興策の拡充内容について、主なものを御説明いたします。

交通分野では、交通系ICカードを活用した島民限定交通支援制度を創設します。これは、事前に一定額をチャージした交通系ICカードを島民に配布し、島外への移動を広く支援するものです。また、小中学生の部活動等の移動に対する助成なども行うこととしております。

医療分野では、天草市が行う研修センター併設の診療所建設に対して、県が支援し、島民の診療環境のさらなる改善と医師確保を一体的に進めてまいります。

そのほか、地域経済活性化分野では、民宿等の環境整備に対する支援を行い、島外からの交流人口の拡大を図っていく取り組みも推進します。

これらにより、資料の一番右側の予算額でございますが、御所浦地域振興策としては、平成30年度1億円余の予算額が、今回の拡充策を含め、平成31年度予算では1億8,000万円程度となります。

引き続き、御所浦地域のハンディキャップができるだけ解消できるよう、振興策に取り組んでまいります。

続きまして、報告資料の7番、上天草市樋合島におけるリゾート開発の進展について御報告させていただきます。

1番目の上天草市樋合島におけるリゾート開発についてでございます。

県では、平成2年に天草海洋リゾート基地建設構想を策定しており、このうち、上天草市樋合島では、マリーナ施設や海水浴場を整

備、供用してきました。

このたび、株式会社マリーゴールドホールディングスが新たに宿泊施設の整備を決定されましたので、御報告いたします。

2番目の宿泊施設開発の概要についてでございます。

まず、開発計画の概要ですが、施設整備として、約70名収容できる宿泊施設やスポーツ、レジャー施設、販売施設等が整備される計画となっております。

また、開発地の広さは約16ヘクタール、新規雇用者数は50名の計画となっております。

次に、スケジュールですが、2月13日に上天草市及び事業者による進出協定の締結が行われており、2019年度から事業者による施設施工が開始され、2021年夏ごろにオープン予定となっております。

最後に、3番目のフィッシャリーナ天草株式会社についてでございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、樋合島リゾート整備の実施主体として、平成5年に設立され、現在、県、上天草市、ヤマハ発動機株式会社、熊本ヤマハ株式会社などが主な株主となっております。県としては、リゾート・マリーナ経営という業務の性質上、民営化を視野に入れ、関与を縮小する方向で、これまで保有する株式の民間譲渡を進めているところでございます。この方針に沿って、平成26年度から熊本ヤマハ株式会社に対し、毎年度210株を譲渡してきましたが、樋合島リゾート全体が、民間が主体となって推進していく中で、今年度は310株を譲渡し、県の単独筆頭株主から熊本ヤマハ株式会社との共同筆頭株主となる予定でございます。

以上です。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

報告資料⑧、平成31年度以降の五木村の振興についてをお願いいたします。

五木村の振興につきましては、ソフト事業、ハード事業に対する支援を行いながら、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

下の段、4つのグラフをごらんください。

これまでの10年間の取り組みによりまして、計画着手前に比べると、観光客数が約4割、森林組合の木材生産量が約2.5倍にふえております。

人口については、将来推計人口と比較すると、実際の人口減少は若干ながら緩やかになっております。ただ、平成29年度に1,000人を下回っております。

また、村民アンケートでは、45%の方が村の振興を実感していると答えられております。さらに、ハード整備につきましても、水没予定地の活用や観光施設の整備等、着実に進んできております。

上段、左から2番目の村の課題の欄をごらんください。

成果が出ている一方で、経済効果の拡大や人口の社会減の抑制等、依然として課題が残されております。

右側の新たなふるさと五木村づくり計画の欄をごらんください。

村と丁寧に協議を重ねた結果、5年間を計画期間とする新たなふるさと五木村づくり計画を、村と共同で策定することといたしました。この計画を着実に進めていくため、ソフト事業については、村に一定の負担を求めつつ、五木村振興基金の残金と合わせて、総額3億円以内の財政支援を行いたいと考えております。

取り組み分野については、観光や林業の振興、移住・定住の促進等4分野を中心に支援をしてまいります。

具体的には、4月にオープンいたします宿泊施設等を活用した滞在時間の延長や、五木源住宅の建設促進による五木産材のブランド化等に取り組んでまいります。

また、基盤整備事業につきましても、県が

平成23年に表明いたしました50億円の財政支援の残金を活用し、道路ネットワークの整備や村営住宅の整備等、残された基盤整備事業に取り組んでまいります。

今後とも村と協力して、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

報告資料⑨をごらんください。

阿蘇くまもと空港の創造的復興について御報告いたします。

まず、1ページ目は、民間委託に向けた想定スケジュールでございます。

資料中ほどの赤い囲みの部分でございますが、今月には優先交渉権者、つまり空港の新たな運営権者が選定される予定でございますが、来年度は、運営権者が5月ごろから業務を引き継ぎ、7月には、ビル事業を先行して開始し、2020年度の4月から空港運営全体を開始する予定でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

ターミナル地域再編の想定スケジュール・整備イメージでございます。

まず、上のスケジュールでございますが、現国内線ビルは、2019年度末まで運用され、2020年度に解体される予定です。

次に、新ビル建設期間中に使用する国内線別棟ビルは、2020年度から2022年度までの3年間運用される予定です。

続いて、国内線と国際線を一体化した新ビルは、2023年春に運用開始予定でございます。下が各ビルの整備イメージでございますが、左の黄色の枠囲みが新ビルの建設予定地、右の赤の囲みが国内線別棟ビルの建設地でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

国内線別棟ビルの概略図・完成イメージ図でございます。上の(1)が概略図でござい

ます。

限られた空間を有効に活用するため、旅客の処理に必要な機能は、極力、連続した配置とされております。

続いて、左下(2)が完成イメージ図でございます。

建物の左手前の機能展開用地の整備内容が、運営権者により決定される予定ですので、実際の内容は異なる部分が出てまいります。

次に、4ページをお願いいたします。

空港アクセス鉄道の実現に向けた取り組みでございます。

昨年11月議会における鉄道延伸の検討表明以来、J R九州と本格的に協議を行ってまいりましたが、先月20日に基本的な方向性について、J R九州の同意を得たところでございます。

下の枠囲みをごらんください。

まず、ルートでございます。アクセス鉄道のルートについては、豊肥本線三里木駅から分岐することとなりました。

また、肥後大津・阿蘇方面の豊肥本線利用者の利便性維持のため、アクセス鉄道の豊肥本線への乗り入れは行いません。特段の事由により豊肥本線への乗り入れを検討する場合は、負担等の一切を県が負うこととしております。

次に、設備の整備、所有等ですが、アクセス鉄道は、県が中心となり設立予定の第三セクターが整備して所有し、運行は、J R九州に委託いたします。

続いて、既存路線増益効果の取り扱い等でございます。

アクセス鉄道の開通後、J R九州は、既存路線の増益効果の一部を第三セクターに支出します。

なお、J R九州は、第三セクターへの出資は行いません。J R九州の支出総額は、整備費の3分の1を上限といたします。

最後に、その他でございますが、アクセス鉄道の開通後、豊肥本線において、新たに設備の改修等の対応が必要となる場合、協議の上、アクセス鉄道に起因する費用については、県が負担します。

また、JR九州は、アクセス鉄道の実現に向け、県が行う調査及び検討に対し、運行データ等の提供や技術的助言等の協力を行います。

以上が、今回、JRと同意した基本的方向性ですが、今後、この方向性の内容を踏まえまして、国、JR九州等関係機関との協議を深めるとともに、JR九州との協定締結を視野に詳細な調査検討を行い、空港アクセス鉄道の実現に向けた取り組みを加速化してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

報告資料の⑩、熊本県官民データ活用推進計画の策定について、お手元のA3版横の資料1にて説明させていただきます。

まず、左側をごらんください。

近年、情報通信技術の進展により、膨大なデータが流通、蓄積されるようになってきました。

このような背景から、平成28年12月に、データを活用した、安全、安心、快適に暮らすことができる社会の実現を目指しまして、官民データ活用推進基本法が施行されました。

中ほどに記載のとおり、法の中で、国の計画に即した形で都道府県の計画策定が義務づけられております。

国の計画は、最下段に示してあるとおり、平成29年5月に作成されております。

真ん中、縦のところに記載しておりますけれども、国は、計画策定のための手引を提示してございまして、今回作成します本県の計画

案は、この手引の項目に沿って作成したところでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。右側をごらんください。

まず、計画の目的です。

県に蓄積されましたデータの積極的な利用環境の整備を図りまして、本県が抱える地域課題の解決や住民の利便性向上、業務の効率化の推進に寄与することとしております。

次に、位置づけでございますが、図に示しておりますけれども、本県の高度情報化推進の基本となります情報化施策推進方針と整合を図りつつ、特に、県が保有する各種データの利活用等について計画的に推進するものです。

また、フォローアップについては、施策方針のフォローアップとあわせて行なってまいります。計画期間は3年としております。

続きまして、基本方針の内容について御説明します。

国の手引に準拠しました①のオンライン化推進から⑤の標準化、デジタル化の5本柱としてございまして、各柱ごとに評価指標KPIを設定してございます。

特に、2番目のオープンデータ推進では、全庁的なデータの棚卸しを行いまして、庁内での総合活用を目指し、さらに公開可能なものを順次公開してまいりたいと考えております。

また、5番目の標準化、デジタル化では、すでにオンライン会議やサテライトオフィスなどを実施してございまして、さらに作業の自動化を行うRPAと呼ばれるロボットによるコンピューター作業の自動化、これの検討、導入を行ってまいります。

2月にパブリックコメントを実施し、意見は特にございませんでした。今月末の策定、公表をしてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました平成30年度総務常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので御説明します。

この委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、執行部の取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、2月議会閉会後に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定について、末松副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては、5項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、ここに記載の項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で検討等をおこなわれますが、ここに上げた項目が特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますが、掲載までに文言の修正等がありましたら、委員長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他で委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 ありませんか。はい。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、第7回総務常任委員会を閉会いたします。

午後1時35分閉会

○内野幸喜委員長 本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、末松副委員長を初め委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりました。

特に、熊本地震からの復旧、復興に係る課題を初めとする県政の抱える重要な諸問題につきまして、委員各位におかれましては、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、知事公室長、総務部長、企画振興部長を初め執行部の皆様方におかれましては、委員会において丁寧な説明と答弁をしていただき、御協力いただいたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

今年度は12名の方が勇退されます。ちょっと私のほうで御紹介をさせていただきたいと思えます。

知事公室のほうで坂本公室長、それから総務部のほうで満原総務私学局長、坂本総務厚生課長、塘岡私学振興課長、企画振興部のほうで山田統計調査課長、出納局のほうで岡村管理調達課長、人事委員会事務局で田中事務局長、井上首席審議員兼総務課長、それから監査委員事務局のほうで中山事務局長、そして田原監査監、議会事務局のほうでは吉田議会事務局長、上村政務調査課長、一応、私のほうで把握している退職される予定の方を紹介させていただいたんですが、漏れはないですね。

本当に、12名の定年を迎えられる皆さん方には、本当に長い間、県政の推進に御協力いただき、本当にありがとうございました。これまで培ってこられた経験を、今後とも県勢発展のために、何らかの形で御貢献いただければ、これほどうれしいものはありません。本当に大変長い間、御苦労さまでした。本当にありがとうございました。(拍手)

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆さんの今後ますますの御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。(拍手)

○末松直洋副委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

この1年間、内野委員長のもとで、委員会運営に努めてまいりました。

各委員におかれましては、御指導、御鞭撻をいただき、大変ありがとうございました。

また、執行部におかれましても、常に真摯に対応していただき、本当にありがとうございました。

今後とも、皆様とともに県勢発展のために頑張りたいと思っております。

1年間大変ありがとうございました。(拍手)

○内野幸喜委員長 以上で終了します。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時38分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長